

令和8年3月

中札内村議会定例会会議録

令和8年3月4日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	川尻年和君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	尾野悟里君	総務課長	渡辺大輔君
住民課長	平山直人君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	平澤悟君	施設課長	北村公明君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
総務課長補佐	永井亮平君	住民課長補佐	山本一美君
住民課長補佐	田中直紀君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 氏家佑介君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	中道真也君	書記	北嶋和美君
--------	-------	----	-------

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所掌事務調査
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7		令和 8 年度村政・教育行政執行方針
日程第 8	報告第 1 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第 9	承認第 1 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第 10	議案第 1 号	中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 2 号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 3 号	中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 4 号	中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 5 号	中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 15	議案第 6 号	中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 16	議案第 7 号	中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 8 号	中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 9 号	中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 10 号	中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 11 号	中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 12 号	中札内村堆肥化处理施設に係る指定管理者の指定について
日程第 22	議案第 13 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 23	議案第 14 号	令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 24	議案第 15 号	令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 25	議案第 16 号	令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第 2 6	議案第 1 7 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 2 7	議案第 1 8 号	令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番福原議員と6番戸水議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和8年中札内村議会3月定例会について、2月24日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から12日までの9日間であります。

今定例会への村長提案は、議案が24件であり、「条例の一部改正」が9件、「条例の制定」が2件、「指定管理者の指定」が1件、「一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算」が6件、令和8年度各会計予算に係る審査が6件となっております。

その他、村政及び教育行政執行状況報告と令和8年度村政及び教育行政執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「閉会中の所掌事務調査通知」が1件であります。

議案24件のうち、議案第1号から議案第18号までの18件については、初日の本会議での審議としてください。

令和8年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案6件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議に当たっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いします。

なお、新年度 各会計予算案は10日から12日までの3日間での審議としてください。

一般質問は、2名から2問の通告がありましたが、9日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配付してから質問をするようにしてください。

携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくよう、お願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますよう、お願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの9日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長より説明いたします。

（中道真也議会事務局長登壇）

○議会事務局長（中道真也君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書について、ご説明いたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

今後1年間の閉会中における、委員会活動について議長に通知するものですが、通知事項は議会運営委員会の所掌事務調査であり、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員4名で、期間は、1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰では、樹木を用いた神秘的な芸術作品の制作活動が高く評価され、2025年度の北海道文化奨励賞を受賞した藤原千也氏と北海道中学校水泳大会において、100m自由形及び200m自由形で優勝した中学3年生の山村まゆりさんへの授賞を決定し、3月5日に表彰式を執り行います。

職員研修では、パソコンやスマートフォンを利用してインターネットに接続して行うeラーニング研修により、コンプライアンス研修を実施し、不祥事の発生要因とその対策について学びました。

また、1月28日に地方財政制度研修会を開催し、人口減少時代における地方財政の役割などについて考えました。

さらに、2月12日に管理職人事評価研修会を開催し、職員の能力を発揮させる面談の進め方や適正な評価方法について学びました。

2月8日に執行された第51回衆議院議員総選挙では、本村の投票率が前回は1.76ポイント上回り、75.61%となりました。

消防団では、昨年12月26日から30日までの5日間、村内全域において歳末特別警戒を実施しました。

1月6日には、出初式を挙行し、消防職団員80名、来賓17名の出席により、中札内神社での無火災祈願と村民体育館での表彰伝達等を行いました。

企画財政グループについてですが、令和8年度を始期とする「第7期中札内村まちづくり計画後期基本計画」は、昨年度からアンケートや座談会などを通じて村民の皆さまから貴重な意見をいただき、私の公約を反映させた今後4年間に於いてめざすべき姿と主要な施策をまとめました。

引き続き、基本構想及び基本計画に基づき、活力あふれる村づくりを進めてまいります。

また、令和8年度から5年間で取り組む「第4次男女共同参画推進計画」は、現在パブリックコメントを実施しており、全ての個人が個性と能力を十分に発揮できる地域づくりを進めてまいります。

地域おこし協力隊インターンは、2月2日から14日までの期間で、首都圏の大学生1名を会計年度任用職員として任用し、観光協会や放課後児童クラブなどでの就労を通じて村の日常生活に触れていただきました。

ふるさと会の活動においては、帯広中札内会の総会が3月6日に開催される予定であり、

関係団体の代表者とともに出席し、村の現状報告や情報交換など親睦交流を図ってまいります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和7年分の所得税確定申告は、役場庁舎会議室を会場とし、2月16日より実施しております。

会場の混雑防止のため、行政区ごとに受付日を分け、また、日中申告することが困難な方もいることから、3月3日及び10日に夜間窓口を開設し、3月16日まで実施してまいります。

住民グループについてですが、エキノコックス駆除事業は、5月から10月において毎月駆虫薬散布を行いました。

令和7年度の調査においては、抗原陽性率が3.0%、虫卵検出は1検体(陽性率1.0%)の結果であり、高原陽性率(前年度陽性率6.3%)及び虫卵検出(前年度陽性率1.1%)ともに前年度と比較して減少しております。

これまでの調査において、継続した駆虫薬の散布が効果的であることから、引き続き事業を継続します。

令和8年2月末現在、猟友会帯広支部中札内部会の会員数は30名となっております。

特に、令和6年以降は12名の方が新規で入会しております。

狩猟免許取得者の増加によって、農林業被害減少が見込まれることから、昨年度から実施しております多面的機能支払交付金連絡協議会総会において、狩猟免許の取得方法や免許取得等の費用を助成する有害鳥獣捕獲対策支援事業補助金等について周知を行いました。

また、今年度中に緊急銃猟マニュアルを策定し、警察や猟友会を含めた関係機関と連携を密にし、緊急時対応に備えてまいります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、物価高対策子育て応援手当は、2月末現在、児童手当を受給する子育て世帯に対し、児童1名当たり2万円を296世帯、延べ児童数517名分を支給しております。

低所得層の高齢者世帯などを対象に実施する福祉灯油の支給は、1世帯あたり2万円分の灯油購入券又は共通商品券を283世帯に支給しております。

権利擁護講演会は、成年後見制度を楽しく学ぶ機会として、社会福祉協議会との共催により、漫才師の青空一風氏を講師に、2月14日文化創造センターにおいて開催し、多くの方に参加いただきました。

次に、保健グループについてですが、インフルエンザ予防接種は、2月9日現在、乳幼児から高校3年生相当までの対象者は、260名が接種し、65歳以上の対象者は、647名が予防接種を受けております。

定期接種として、65歳以上の方を対象に実施する「新型コロナワクチン接種」は、2月9日現在133名が接種を受けております。

七色献立プロジェクト「健康ポイント事業」には、今年度749名の方に参加していただきました。

本事業を締めくくる修了セミナー・健康講座を、2月21日に文化創造センターで開催し、健康ポイント景品交換や抽選会のほか、「若さは毎日の習慣から」をテーマに、中札内村立診療所長の高石恵一氏及びちくだいKIP理事で帯広畜産大学准教授の村田浩一郎氏による「健康講座」を開催し、多くの方に参加いただきました。

次に、保育園についてですが、入園準備に係る保護者説明会は、主に新たに入園されるお

子さんの保護者を対象に、2月18日に開催し、「入園のしおり」の内容等を説明させていただきました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の令和7年の農業粗生産高確定額が発表され、農産・畜産合わせて166億円程となりました。

農産では、6月下旬以降、気温が高い日が続き、7月に猛暑日が続いたことから、一部の作物で猛暑、干ばつの影響を受ける状況となりました。

特に、小麦、馬鈴薯、てん菜における影響が大きく、農産物全体の粗生産高は、前年を大きく下回る結果となりました。

畜産では、生乳は生産量も増え、生乳単価の増額改定があったことから、生産高は過去最高の結果となりました。

また、鶏や肉豚においても前年を上回り、畜産全体の粗生産高は、前年を上回る結果となりました。

近年は気候変動の影響により高温化が常態化し、営農技術の見直しが求められる状況になっているほか、肥料や燃料等の各種経費が高騰する中、懸命に努力されました生産者の皆様をはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、地域担い手育成総合支援協議会の取組として、2月3日から6日までの期間で、関係機関とともに畑作技術懇談会を開催し、畑作農家の方78名に参加していただいたほか、営農セミナーを2月9日に開催し、講師に帯広畜産大学環境農学研究部門の浅利裕伸准教授を迎え、近年大きな問題となっている鳥獣による農作物被害に関する講演をいただいております。

今年度の元気な農業サポート事業の実績は、客土、除礫及び浸透層設置のほか、集積場設置事業及び集積場取付道路設置事業に対して、あわせて1,180万円程の補助金を交付する見込みとなっております。

畜産関係のうち大規模草地育成牧場の使用料の増額改定について、2月6日に牧場運営審議会に諮問し、審議会で審議した結果、諮問のと通りの答申をいただいております。今定例会に条例改正を提案しております。

商工業関係では、物価高騰緊急対策として実施している村商工会による地域応援プレミアム商品券事業は、予定数2,300名を大きく上回る2,573名から申込みがあり、一部抽選となりましたが、2月13日現在2,273名が購入を終えております。

今回は65歳以上の方のプレミアム率を優遇しておりますが、65歳以上では893名から申込みがありました。

観光関係では、観光協会が、1月25日に道の駅において「なかさつない冬まつり」を開催し、スノーラフト体験や雪中宝探しのイベントを行い、約850名の方に来場していただいたほか、前日の24日から2日間、アイスキャンドル約500個を道の駅に並べ、キャンドルを日高山脈に形どり点灯させるイベントを開催しております。

また、2月11日から14日までの期間、文化創造センター近隣エリアを会場に「スノーアートヴィレッジなかさつない2026」を開催し、約800名の方に来場いただきました。

今年度は梶山智大さんのスノーアート作品のほか、中札内高等養護学校と更別農業高等学校による共同作品「フクロウ」や「雪の迷路」、文化創造センター内でスノーアートの動画上映やパネル展示を行い、来場者に楽しんでいただきました。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪に関する取組について、昨年１２月から今年１月末にかけて数回の降雪があり、その中でも特に１２月１４日夕方から１５日にかけて十勝管内において大雪警報が発令され、本村内でも５０センチメートルを超える大雪となりました。

このため、村内全域において３回にわたる除雪出動を行い、翌日１６日には全ての路線において平常走行が可能になるなど、生活道路の確保に努めております。

今後も、定期巡視等を通じて道路状況の確認を行い、降雪状況を見極めながら適切な除雪等の対応を実施してまいります。

移住定住促進に関する施策では、「中札内スタイル住宅建設奨励金」について、総数４件を承認し、さらには「定住促進奨励金」の今年度新規分として１９件を認定しました。

加えて「定住促進住宅取得奨励金」は総数２０件、「住宅リフォーム支援金」は今年度の合計で５５件を承認するなど、住環境の整備に力を入れてまいりました。

また、１２月２１日には、まちなかキッチンスタジオにおいて、移住促進協議会「なかさつサポーターズ」主催による「移住者との交流会クリスマスパーティー」が、昨年に引き続き開催され、３８名の参加者が集まり、お菓子づくりやゲーム、ご当地クイズを通じて交流が深まりました。

さらに、「移住体験住宅」については、１２月中旬から３月末まで４件の利用申込があり、本村での移住生活を体験していただいております。

村営住宅の入居に関して、１２月から２月末までに２回の公募を実施し、１件の入居が決定しております。

簡易水道事業会計では、元札内４８号水道管の老朽化に伴う更新工事を行い、漏水事故が頻発していた区間を含む約５５０メートルの更新作業を１２月８日に完了しております。

また、１２月臨時会で補正予算の承認をいただきました物価高騰による経済的支援を目的とした、水道料金基本料の減免措置を１月から行っております。

さらに、今後の適正な施設維持管理のため、料金改定による財源確保を主眼とした中札内村水道料金等協議会が、１月１５日に第１回目が開催され、委員より活発な意見交換が行われました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、１２月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに教育委員活動であります。１月１６日に更別村教育委員との二村研修会を開催し、十勝教育局から講師を迎え、教育委員の資質向上に関する研修や部活動地域展開など、両村の教育行政に関して意見交換を行いました。

次に、学校教育の状況であります。１月２２日に北海道教育委員会の中島俊明教育長が来村し、中札内高等養護学校と中札内中学校を視察訪問されました。

中札内中学校では、望ましい行動を積極的に伸ばすポジティブ行動支援の取組や校内教育支援センターによる不登校支援の取組を紹介し、校内視察の後は意見交換を行いました。

体力向上の取組について、「令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が公表されました。

全国と本村小中学生との各種目の得点を合計した体力合計点での比較では、対象となる中学２年男女と小学５年男女のすべてで全国平均を上回りました。

個別の項目では全国平均を下回っている実技もありますので、村学力・体力向上等サポー

ト会議における分析・考察を基に、授業の改善に向けた取組を進め、児童生徒の心身の健康と体力向上を図ってまいります。

各種検定の状況は、昨日現在の述べ受験者数で、英語検定123名、漢字検定133名、数学・算数検定59名が受験しており、その内、高校生レベルの英語検定準2級を中学生10名が取得しております。

先日、二次面接試験がありましたので、3月末にはもう少し増えることと思います。

また、今年度もポロシリ大学生から1名の方が、小学生と一緒に漢字検定に挑戦され、生涯学習を実践されております。

児童生徒の対外競技への参加状況であります。1月9日から11日に帯広市で開催された北海道中学校スピードスケート大会に4名の生徒が出場し、上位の成績を収めた中学3年生の山田樹弥さん、1年生の宮部遥輝さんの2名が全国大会への出場権を獲得しました。

1月31日から2月3日まで、長野市エムウエーブで開催された全国中学校スケート大会の大舞台で、今後につながる良い経験をしてきました。

次に、社会教育の状況であります。1月11日に「20歳を祝う会」を執行し、30名が友人との再会を喜び合い、式典後は仲間と写真を撮り合うなど楽しいひと時を過ごしていました。

ポロシリ大学の活動では、2月13日に「特殊詐欺について」をテーマに一般公開授業を開催し、おびしんビジネスサービス株式会社代表取締役松井浩行氏を講師に迎え、十勝管内で発生した事例を基に、詐欺被害の防止策について分かりやすく解説いただき、理解を深めました。

子ども会の活動では、冬季野外レクリエーションが2月15日に文化創造センター前広場において開催され、97名の子どもたちがスノーモービル試乗体験や雪山あそびで楽しみました。

子ども会育成指導者やボランティアの大人が56名も協力してくださり、素晴らしい事業を展開してくださいました。

川越市中学生訪問交流事業は、1月7日から10日まで、中学1年生10名が川越市を訪問し、野田中学校生徒とお互いの学校紹介を行い、初雁中学校生徒のガイドで川越のまちを見学し交流を深めてきました。

「なかさつ音まちプロジェクト」は、12月28日にファツィオリピアノの試弾会を行い、村内外からの参加がありました。

また、ふるさと納税の返礼品として、新たにファツィオリピアノ演奏券と宿泊券を加え、更なる魅力向上を図り交流人口の増加に繋げてまいります。

「子どもアートプロジェクト」は、武蔵野美術大学生8名が来村し、1月26日から30日までの間、小中学校での対話型鑑賞授業や共同創作活動、部活動の指導などを行い、アートの楽しさを子どもたちに伝えていただきました。

図書館事業では、12月20日に「おはなし会冬のスペシャル」、1月7日に「冬休み工作会」を行い、子どもから大人まで参加をいただきました。

スポーツ賞等はスポーツ奨励賞に3団体、小中学生のジュニアスポーツ賞及び奨励賞に9個人4団体、文化賞等は小中学生のジュニア文化賞及び奨励賞に9個人1団体の受賞を決定し、明日、授賞式を執り行います。

体育振興事業では、2月23日に「交流の杜まつり」を開催し、年長から小学生を対象に、さまざまなボール遊びを通して運動の楽しさやスポーツにおける基本動作を学びました。

各種教室では、ちくだいK I Pと連携した「フィットジャーニー」には、117名が参加し、楽しみながら動ける身体づくりと運動の習慣化を促すプログラムに汗を流しました。

小学生スキー教室は、2月14日にメムロスキー場を会場に実施し、参加した児童は基本動作の習得に向けて練習に励みました。

部活動の地域展開研修会を2月19日に開催し、十勝教育局の担当者から情報提供を受けた後、令和8年度からの更別村との広域連携の方向性について説明を行いました。

文化関係の児童生徒の活躍状況ですが、ピアノでは、中学校3年生の中佐涼佑さんが横浜市で開催されたショパン国際コンクールinアジア全国大会を通過し、アジア大会で奨励賞を受賞しております。

囲碁では、札幌で開催された第29回クレスコ杯ジュニア本因坊戦北海道大会において、中学校2年生の佐藤拓磨さんが優勝し、北海道代表として、今月開催される全国大会の出場を決めております。

また、小学校5年生の井原悠佑さんが、Aクラスで優勝しました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 令和8年度村政・教育行政執行方針

○議長（中井康雄君） 日程第7、令和8年度村政執行方針及び教育行政執行方針について、村長、教育長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 令和8年3月定例会の開会にあたり、村政執行に関する私の所信を申し上げます。

昨年6月に実施された村長選挙で、私は村政執行の重責を担うこととなりました。

現在、本格的な人口減少社会を迎え、地域の持続的発展に向けて多くの難題が山積している重要な時期に、村政を預かることになり、その使命と責任の重さを改めて認識しております。

皆さまからの信任に応えるため、自らを律し、本村の発展と村民の幸せのために全力を尽くす所存であります。

私が大切にしている信条は、「住民の幸せ第一、現場主義」であり、地域に出向いて、住民の声を聞くことです。

職員一丸となって取り組み、「対話と行動力」で村づくりを進めてまいります。

令和8年度は、第7期中札内村まちづくり計画後期基本計画の初年度であります。

「みんなでつくる！自然と笑顔になるまちなかさつない」をテーマとして、まちづくり基本条例における住民との協働のまちづくりを基本理念に、村民の皆さまと想いをひとつに、中札内村の限りない可能性を次世代へつなげていきます。

そのため、公約として掲げた若者の定住施策や安心して暮らせる福祉の充実などをはじめとする施策を一步一步しっかりと進めてまいります。

はじめに、令和8年度予算概要について申し上げます。

一般会計の予算規模は、人件費や普通建設事業費が増加した影響もあり、58億2,830万円となり、対前年比2.5%増となりました。

また、三つの特別会計及び二つの公営企業会計を合わせた総額は75億5,304万円です。

あり、こちらも対前年比3.4%増となっております。

歳入では、一部財源を留保しながら、地方交付税は約21億6,200万円とし、臨時財政対策債については、前年同様に借入ゼロとしております。

財政状況は厳しさが増しておりますが、国からの財政支援を徹底的に活用しながら、特定目的基金や起債も取り入れて予算編成をしております。

特に、移住・定住対策、高齢者福祉、子育て支援など、限られた財源の中で最大の効果を生む施策を選択し、新規事業創設や拡充及び事業縮小・凍結によって予算配分をしました。

普通建設事業では、道営草地畜産基盤整備事業関連や文化創造センターLED化工事、保育園屋根改修による長寿命化などが含まれております。

さらに、第7期まちづくり計画後期計画の基本目標それぞれへの施策に取り組む予算を編成するとともに、「第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、本村独自の地方創生を追求してまいります。

次に、まちづくり計画五つの基本目標に沿った、村政運営の方針及び主な施策の推進について申し上げます。

第1は、「みんなが主役のまちづくり」です。

まちづくり基本条例の理念に基づき、住民が積極的に参画できるよう情報共有の促進や担い手育成に取り組みます。

情報共有においては、広報紙やSNS、防災情報無線などの多様な媒体を活用し、迅速で分かりやすい行政情報を発信します。

また、まちづくりトークや茶話会などで直接、住民との意見交換を積極的に行ってまいります。

行財政改革においては、第5次中札内村行政改革大綱を策定し、安定的な財政基盤の確立を図るために、事業の費用対効果などを十分に検証した上で、効果的な行政サービスの提供と業務の効率化を図り、将来を見据えた健全な行財政運営に努めます。

行政機能の強化においては、職員の資質向上が不可欠であります。

多様化する行政課題への政策形成能力やデジタル活用能力などのスキルアップを図り、それぞれ個々の能力が発揮できる体制づくりに努めます。

また、国の政策立案の手法や地方自治の専門知識を習得する実務研修として、職員1名の総務省派遣を1年延長します。

開村80周年記念村史編さんについては、住民から情報を集めながら、村の変遷をまとめる作業を進めてまいります。

住民窓口では、「書かない窓口」を効果的に活用することで、窓口に来られた方の負担を軽減し、住民サービスの向上を図ります。

村税関係では、税の公平性や高い徴収率を維持するために、十勝市町村税滞納整理機構と連携し、未納者に係る滞納処分を強化するほか、電話・訪問・文書による督促や催告を継続し、税滞納者の収支や財産の状況など個々の実情を的確に把握し、生活実態に即した徴収方法により自主財源の確保に努めます。

また、税に関する情報を広く周知するとともに、外部研修への参加等により税務職員のさらなる資質の向上を図ります。

さらに、村租税教育推進協議会と連携し、まちづくりの重要な財源としての「税の役割」について、小・中学校で学びの機会をつくり、税の必要性を理解することで、まちづくりへの参画意識の高揚を図ります。

第2は「優しさと安心が繋がるまちづくり」です。

村の人口は微減傾向ではありますが、人口構造や世帯構成の変化は人口減少社会の流れの中で、地域福祉分野にも影響が及んでおります。

地域住民の暮らしの安心を支えるためには、公的な福祉サービスの充実と、地域住民の相互支援体制や相互扶助意識の高揚を図り、子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指して、各事業に取り組む必要があります。

その中でも、少子化対策と子育て支援はますます重要となっており、子どもの健やかな成長の実現のために、子育て支援関係では、保健部門で実施する「子育て世代包括支援センター」と児童福祉部門で担当する「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、こども家庭センターを新たに設置します。

担当グループの名称は、「保健グループ」から改め、「健康・こどもグループ」として、母子保健と児童福祉事業を一本化し、子育て支援の充実に努めてまいります。

また、母子保健事業は、妊娠期から子育て期までの切れ目ないサポートを展開し、妊婦訪問事業や産婦健診、乳幼児の各種健診に係る費用や交通費の助成など、経済的な負担を軽減するとともに、児童福祉に係る事業を一体的に実施することにより、多面的に子育て世帯のサポートを展開してまいります。

このほか、不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療の治療費助成も継続いたします。

子育て支援センターにおいては、新たなこども・子育て支援事業として「こども誰でも通園制度」を実施し、保護者の就労状況を問わずに保育を利用できる支援を強化してまいります。

さらに、子育てに関する相談、支援事業を継続し、保護者の支援に注力してまいります。

保育園においては、子どもの成長を促す質の高い保育を提供するとともに、保護者や地域のご協力をいただき積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。

さらに、待機児童への対応及び近隣市町村で就労する保護者の利便性向上を目的として、村外の認可保育園、認定こども園、認可外保育施設の保育料無償化事業を継続してまいります。

また、子育て支援対策の一つであります乳幼児から高校生までの児童の医療費無料化や移住・定住対策として行っている中札内村結婚新生活支援事業の制度拡大を図ります。

次に、高齢者福祉施策についてです。

本村の高齢化率は令和8年1月末現在31.4%となっております。

高齢者やそのご家族が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活を続けられるように、福祉、医療、保健、介護に関わるサービスが適切に利用できるよう引き続き環境づくりに努めてまいります。

高齢者の社会生活の支援に寄与するものとして、「高齢者民間バス運賃助成事業」及び「高齢者等温泉利用助成事業」として、入浴料助成を継続し、心身の健康増進にご活用いただきます。

また、新たに高齢者の軽度・中度難聴者を対象に補聴器購入助成事業を実施し、認知症予防や外出する機会の維持につなげてまいります。

介護保険関係では、高齢者が心身の機能を維持し健康で過ごすことができるよう、介護予防教室を継続いたします。

また、認知症の理解や対応を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を実施するとともに、認知症があっても暮らしやすい地域づくりを推進するために、チームオレンジの立ち上げを目指して「ステップアップ講座」を開催し、認知症対策に取り組んでまいります。

人口減少社会がもたらす介護人材等の不足は、本村に限らず深刻な社会的課題となっており、人手不足が顕著である介護職等に対して奨学金の償還を支援し、介護・福祉関連事業所への就業の促進、定着を図るため「介護職・保育士等支援事業」に、継続して取り組んでまいります。

障がい者福祉では、「第7期 中札内村障がい福祉計画」等を基本として、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業に引き続き取り組んでまいります。

健康づくり施策においては、「第3期中札内村健康増進計画」に基づき総合的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。

食育の推進と住民の食生活改善などを通して健康づくりにつなげる「七色献立プロジェクト」は、まちなかキッチンスタジオを拠点とした栄養改善セミナー等の学習機会の提供のほか、野菜摂取量測定器測定の習慣化を促し、野菜摂取量の「見える化」等により、食を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、「歩く」ことから取り組む運動習慣や各種健診の受診等を促す健康行動の習慣化を目指して、健康ポイント事業は内容を見直し、新たな仕組みで実施してまいります。

中札内村立診療所の管理運営について、指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターと連携し、地域に根差した総合診療やリハビリテーション事業など患者一人ひとりに寄り添った医療の提供を継続します。

また、近隣市町村や十勝管内の医療機関との連携を図り、持続的な地域医療体制の構築を目指します。

予防接種では、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種率の向上を目指します。

国保特定健診では、令和6年度における受診率が52.8%と前年度より3.1%上昇しました。

引き続き特定保健指導や健診結果説明会などを効果的に実施して住民の生活習慣改善を支援するとともに、さらに受診率を上げるべく、健診を受けられていない方への家庭訪問や電話による勧奨に継続して取り組みます。

また、各種がん検診についても積極的に受診を促し、早期発見・早期治療による重症化予防に努めます。

国民健康保険は、令和12年度を目指している全道統一の標準保険料率に向けて、急激な被保険者の負担増加を招かないよう、健全かつ安定した国保事業の運営に取り組めます。

また、被保険者の健康増進並びに医療費抑制のため、引き続き積極的な保健事業の推進と特定健診受診率向上対策のほか、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組めます。

第3は、「文化と学びが紡ぐまちづくり」です。

まちづくりの原点は人づくりです。

生涯を通じて学び活躍できる環境と、人がふれあい、文化を育み、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指してまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、方向性について協議・調整を行いながら教育行政を推進いたします。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進については、教育委員会から申し上げます。

第4は、「元気あふれるまちづくり」です。

基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、安全・安心な農畜産物の生産とPR、消費拡大の取組を進めるほか、農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を

活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して、各般の方策を推進してまいります。

農業を取り巻く情勢は、飼料、肥料、燃油等の農業生産資材の高騰や円安の進行も相まって、食料価格は高騰し、農業経営、国民生活に大きな影響を及ぼしております。

村としましては、このような国の動向をしっかりと捉え、国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携し、取組を進めてまいります。

本村の農業振興は、「中札内村農業の発展方策」に基づき、環境にやさしい農業の展開と豊かで住みよい農村の創出をスローガンに、農業支援施策の拡充を図りながら、安全安心で良質な食料の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成の多面的機能の維持・促進など、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

なお、農業の発展方策は今年度で策定から5年目を迎えることから、改訂作業を取進めてまいります。

持続発展可能な農業を支援する「元気な農業サポート事業」は、客土・除礫、耕地防風林対策、浸透層設置や修繕、集積場の設置及び取付道路設置支援などの補助メニューを設け、総合的に圃場の生産基盤向上を図る取組を進めております。

今後も、この事業を利活用していただけるよう、発展方策の見直しに合わせて、補助メニューについても見直しを検討してまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、帯広畜産大学と連携し、地域の農業課題の解決に向け、引き続き調査研究に取り組めます。

また、小麦圃場の生育均一化と倒伏低減を図り、小麦の収量の増加と製品率向上を目指すため、栽培技術改善に向けた実証実験を令和7年度に引き続き行ってまいります。

地域担い手の確保については、担い手育成センターが主体となって関係機関と連携しながら他市町村の新規就農者対策などの情報収集に努め、本村で営農をしたいという希望者への相談や支援体制の構築を図ってまいります。

また、後継者の配偶者対策も、農協青年部と連携を図りながら、結婚を望む農業青年の婚活の取組を後押しできるよう引き続き支援を図ってまいります。

環境に優しい農業の展開では、「環境保全型農業直接支援対策事業」による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取組を実践する農業者に対し支援してまいります。

また、堆肥化処理施設製造堆肥の利用促進、堆肥の販売価格、運搬料及び散布料の価格を抑制するため、堆肥化処理施設土づくり交付金を創設し支援してまいります。

農業生産環境の充実については、令和7年度で道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区が完了を迎えることから、次期土地改良事業として「札内川左岸第2地区」の早期採択及び着手に向け、関係機関と調整を重ねてまいります。

また、基幹水利施設管理事業では、4市町村で構成する維持管理協議会を通じて、かんがい施設等の適正な維持管理に努めてまいります。

畜産関係のうち大規模草地育成牧場については、飼料、肥料価格高騰の影響、ヨーネ病の発生に伴う飼養頭数の減を受け、厳しい経営情勢となっておりますが、草地改良による良質な飼料の増産確保に努め、指定管理者である農事組合法人カーフゲートと連携し、収支改善を意識した効果的かつ効率的な管理運営に取り組んでまいります。

また、飼養環境改善に向けた施設等の整備を図るため、道営草地畜産基盤整備事業により整備を進めてきているところですが、令和8年度は育成舎1棟、堆肥舎1棟などの施設整備のほか草地改良、造成を予定しております。

林業関係では、私有林については豊かな森づくり推進事業により植栽に係る支援を行う

ほか、造林推進事業では、森林環境譲与税を活用しながら補助率のかさ上げを行い、下刈りや除間伐に係る支援を行ってまいります。

村有林については、森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施するほか、令和7年9月に発生した線状降水帯により被害を受けた元更別林業専用道の改修工事を行います。

また、ゼロカーボンに向けた取組として、村内の森林資源を活用した脱炭素化に向け、Jクレジットの創出、販売に向けた準備の協定締結を予定している事業者とともに、令和8年度から取り進めてまいります。

有害鳥獣駆除対策では、ヒグマやエゾシカ、キツネ、カラス、ハト、アライグマについて、猟友会帯広支部中札内部会と連携し、獣種や地理的条件に有効な罠を設置するなど、積極的な捕獲・駆除を行います。

また、狩猟免許の取得方法や免許取得による支援補助金の活用について、広報やSNSのほか、農業者が集まる会議等において積極的に周知を行い、狩猟免許取得者の増員と猟友会会員の拡大を図ります。

さらに、音響機器を用いた鳥獣の追い払いや、その他の有効な調査・駆除方法については、岡山理科大学の辻教授による「くまドン」の実証試験の継続のほか、帯広畜産大学など関係機関と連携し、鳥獣被害対策について研究を進めます。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか、小規模事業者支援推進事業への継続的な支援を行い、新規事業者の創業支援や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取り組みます。

このほか、民間活力を活用したまちなかにぎわいづくりと起業支援を行うため、「にぎわいづくり起業家等支援事業補助金」の補助内容を一部見直す中で、市街地での店舗出店や起業支援を行ってまいります。

まちなかにぎわいの取組については、まちなかキッチンスタジオは各種料理講習会の開催や、親しい仲間同士による懇親の場として、多くの方に利用いただいておりますが、今後も指定管理者と連携を図り、併設する農村環境改善センターの機能も活かしながら各種事業を開催し、人と人を「食」でつなげ村民が集うにぎわいづくりの場をつくってまいります。

観光振興関係では、新たに策定する「中札内村観光振興基本方針」に基づき、中札内村ならではの自然、地域資源を活かした観光振興と村の魅力を最大限引き出す取組を進め、観光協会と連携して積極的に誘客事業や村の魅力を発信する各種イベントの開催、首都圏での観光プロモーション事業の実施など更なる観光PRに努めてまいります。

また、十勝側の国立公園エリアで唯一、利用施設として位置づけられている札内川園地は、株式会社「AOILO」が指定管理者として管理運営を行っておりますが、中核施設となる日高山脈山岳センターに日高山脈専門員を引き続き配置し、安全登山の啓発や環境に配慮した登山の啓発など登山情報発信拠点としての取組を強化してまいります。

このほか、札内川園地内の日高山脈山岳センターの長寿命化を図るため、外壁補修工事を実施してまいります。

道の駅なかさつないの入込状況は、近年は65万人前後で推移している状況にあります。今後も多くの方に来場していただけるよう観光情報発信力の強化や新たなテナントによる食の提供など、道の駅の魅力を更に向上させる取組を進めてまいります。

花づくりの推進では、村民に花を育てる、花を飾るといった花づくりに関心を持ってもらい、すそ野を広げるための取組を継続して行くとともに、花づくりの会や中札内高等養護学校、更別農業高等学校等にもご協力をいただきながら、花のむらづくりの取組を進めてまい

ります。

第5は、「潤いと安らぎのまちづくり」です。

本村の豊かな自然と生活基盤が調和した快適に暮らせる環境を守り、住民の住み続けたいという思いを叶えられるよう、生活環境の整備に取り組みます。

景観形成においては、「景観行政団体」移行へ向けて、景観条例の制定及び景観計画を策定し、本村の恵み豊かな景観環境を守ることへの理解を深め、住民の主体的な活動につなげてまいります。

公共交通においては、地域における安心な暮らしの確保や高齢者等の交通弱者の移動対策として、コミュニティバスの利便性の向上に向けて、デマンド型運行の検討を進めてまいります。

ごみ処理の関係では、十勝圏複合事務組合が新たに進めている新中間処理施設の設備機能のほか、分別等の各種ルールについて住民周知に努め、個人・行政区・事業者の理解と協力を得ながら、全村一体によるごみ減量対策と資源リサイクルの推進に努めます。

環境美化活動については、春のごみ拾い活動「クリーン中札内」と、秋の清掃活動「ビューティフルデーin 中札内村」の周知を行うとともに、積極的な参加を促すことにより、村民一人ひとりの自発的な環境整備に取り組む意識醸成を図ります。

また、普段から自宅周辺や散歩コース等の美化活動を意識してもらえるよう、ボランティアごみ袋の利用拡大に向けた周知にも努めてまいります。

移住・定住促進対策では、中札内村の住みやすさを体験していただくための「移住体験住宅」2戸の更なる利用促進や移住促進協議会「なかさつサポーターズ」と協力し、首都圏等に本村の魅力を積極的に発信するとともに、若者世代を対象にした「奨学金返還支援事業」を創設し、経済的な負担軽減を図ることで、より多くの若者が定住しやすい環境を整えてまいります。

また、秋頃に、泉区の宅地分譲地販売開始を目指し、造成工事を進めてまいります。

社会資本整備のうち、道路及び橋梁関係では、環境に配慮しつつ、経費節減を考慮した道路維持補修や橋梁長寿命化などの維持管理に取組むとともに、安全・安心な生活路線の確保を目的とした舗装補修工を実施してまいります。

また、簡易水道及び公共下水道事業では、各浄水場の適切な維持管理を通じて、安定した浄水の供給に努めるとともに、浄化センターの処理機能維持のため、計画的な機器更新を行うとともに、指定管理者と協力した適正な水質管理を行ってまいります。

さらに、適切な施設維持管理の財源確保として、水道料金検討協議会を開催し、料金改定に向けた検討を進めてまいります。

なお、令和8年1月より実施しております物価高騰による経済的支援を目的とした、水道料金基本料の減免措置を6月まで継続することと併せて、井戸水を生活用水として使用されている世帯へ水道料減免相当額を交付してまいります。

その他の生活環境管理について、公園の適切な維持管理を委託し、住民が公園内で憩いの時間を楽しむ機会を増やすよう努めてまいります。

また、河川管理においては、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、普通河川の景観保全や良好な維持に努めてまいります。

防災対策においては、近年の異常気象等による風水害や地震の災害に備え、ハザードマップの改訂やJアラート機器の更新を行います。

また、関係機関と連携した「総合防災訓練」は、内容の充実を図り、住民一人ひとりの防災力向上につなげてまいります。

とかち広域消防事務組合においては、諸課題の検討や各種計画を推進するため、将来構想の基本的な方針に基づき、引き続き、大規模災害や救急需要の増加等に対する消防・救急体制の充実強化や火災予防を推進し、より効果的・効率的な行政運営を目指してまいります。

消防団では、中札内消防署と連携し、各種災害対応や火災予防啓発事業に取り組み、村民が安心して暮らせるよう日々の訓練に努めてまいります。

以上、令和8年度の村政に臨む私の所信を申し上げます。

本村は豊かな自然環境を基盤とする農業や観光などの素晴らしい資源に恵まれており、さらなる輝きを求め、未来への種をまき、村民の皆さまと共に育む決意であります。

そして、ずっと住み続けたいと思える魅力ある地域の実現へ邁進いたします。

住民の皆さま並びに議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 執行方針の途中ではございますけれども、休憩をしたいと思います。

午前11時25分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

教育行政執行方針について、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 令和8年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

本村教育委員会は、村政執行方針を踏まえ、第7期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「文化と学びが紡ぐまち」を推し進めるため、中札内村教育大綱をはじめとする教育にかかわる諸計画に基づき、本村の「共育」の理念である地域の大人が力を合わせて地域の子どもたちを育て、大人もともに成長するための教育を多面的に展開し、希望に満ちた村づくりに取り組んでまいります。

以下、主要な事項について、4本の柱に沿って申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

組織的・機動的な学校教育の推進では、「確かな学力」の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭における学習習慣の定着に取り組んでまいります。

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、家庭・保育園・学校と地域が連携しながら総合的に子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

義務教育においては、学習指導要領のもと、育成すべき資質・能力の三つの柱であります「学びに向かう力、人間性等の涵養」、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」の推進に向けて効果的な学校運営に努め、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指してまいります。

国際社会に対応しうる外国語教育の推進では、外国語指導助手2名による指導体制で、保育園から生きた英語に触れ、外国語活動から英語科へと発達段階に応じた英語教育を推進し、成果を上げておりますので更に充実してまいります。

特別支援教育の推進では、保育園・小中学校が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センターなど関係機関の協力をいただきながら、個々に応じたきめ細やかな指導と支援を行ってまいります。

また、小中学校においては、必要に応じて学校特別支援員を配置し、児童生徒の学校生活・学習活動を支援するほか、医療的ケアを必要とする児童を支援するため、看護師を派遣いたします。

ふるさと教育の推進では、村教育研究所で作成した小中学校9年間で積み重ねる「中札内村ふるさと学」の全体計画をもとに、地域の特色を生かした体験学習や職業体験、「なかさつない検定」や地域人材の活用などにより、郷土を愛し、ふるさとを大切にする心の教育に取り組んでまいります。

また、「日本で最も美しい村連合」加盟村の沖縄県多良間小学校と本村小学校の児童がオンライン授業交流を行い、お互いの気候や文化、特産物などについて学び、相互理解を深める取組を継続して進めてまいります。

新年度は、小学5年生の社会化に出てくる本物のさとうきびと甜菜に触れる「シュガー交流」も行い、より深い学びにつなげてまいります。

I C Tの活用・充実では、G I G Aスクール構想を進め、令和7年度に更新したタブレット端末などを活用しながら、子どもたちの習熟度に応じた指導を行い、資質・能力の確実な育成につなげるとともに、個人情報に配慮する情報モラル教育や複数の情報により判断する情報活用能力を高めてまいります。

道徳教育の推進では、規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てるため、小中学校9年間の指導計画による体系的な道徳教育を推進してまいります。

また、中学校では、詰襟は開校以来79年振り、イートンは61年振りに変更し、中学校全生徒の新制服の着用が始まります。

誰もが自分らしく生きていけるよう、ダイバーシティ教育を推進し、多様性を尊重し認め合う社会の実現に向けて、学校教育からも村民へ発信してまいります。

健やかな心身の成長を促す教育の推進では、体力の向上を目指し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、児童生徒の取組の成果や課題について分析を行い、授業改善や部活動・スポーツ少年団活動の支援に加え、望ましい生活習慣や正しい食生活の確立に努めてまいります。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、いじめ等の未然防止、適切な実態把握による積極的な認知と早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応に取り組んでまいります。

併せて、各校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教員に対する相談対応などを行ってまいります。

また、専任職員が児童生徒や保護者の相談等に迅速に対応し、教職員へアドバイスをを行い、児童生徒が抱える問題を保護者や学校、関係機関と連携しながら課題解決に取り組み、教育支援センターの総括的な役割を果たしてまいります。

地域や保護者に信頼され、児童生徒にとって魅力ある学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配布などにより、地域住民との積極的な情報共有を行い、開かれた学校づくりを進めてまいります。

また、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう支援を行ってまいります。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が自校の学校経営方針、重点目標を共有し、

学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力の向上を図るため、指導主事による支援、ＩＣＴ機器の活用を含めた教職員研修の充実と各種研修への参加を促してまいります。

学校における働き方改革については、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、「中札内村立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、学校閉庁日の設定や部活動休養日の取組のほか、校務支援システム等の活用により教職員の校務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進では、地域の大人が力を合わせて子どもたちを共に育てる地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）の活動を推進し、学校支援ボランティアの活用や小中連携による一貫教育に取り組み、学校とＰＴＡ、地域住民の方など、連携して地域に根ざした学校運営を進めてまいります。

また、上札内小学校における山村留学事業は、本村の豊かな自然環境の中で様々な体験活動や地域住民との交流を通して、児童の成長を育み、地域の活性化を図ってまいります。

令和３年度より導入しております小学校選択制度は継続してまいります。

児童生徒の学習意欲と基礎的な知識の向上を図るため、苦手意識を感じやすい算数・数学について、数学の教員免許取得者による児童生徒へのサポートを充実させ、少人数指導におけるより効果的な授業や放課後算数教室を実施し、フォローアップを図ってまいります。

また、英語検定、漢字検定及び算数・数学検定の検定料を全額助成していることにより、年々受検者数が増えております。

今後も資格取得に重点を置き、児童生徒の自己肯定感や学習意欲の向上と基礎学力の定着を図ってまいります。

安全で安心な学校給食の提供では、給食の食材調達は地産地消を基本とし、本村で生産された食材を使用した「ふるさと味覚給食」を年２回提供するとともに、地元で生産・製造された安全・安心な食材の理解と愛着を深めるための食育を推進してまいります。

給食費については、食材や調味料の価格高騰が続いており、材料費の上昇分の全てを村が負担するには限界があることから、改定を行います。国や村による保護者の負担軽減も併せて実施してまいります。

高校・高等教育の支援では、高校等入学時の経済的負担を軽減するため、「高校生育成支援金」を「高校生活全力サポート給付金」に改め、入学時の支給額を拡充し、生徒の学校生活を応援し、教育環境・子育ての充実を図ってまいります。

その他、経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成する「通学費等助成事業」及び「永井明奨学金制度」により支援してまいります。

第２は、社会教育、生涯学習の推進です。

人生１００年と言われる時代にあって、生涯を通じた学びを支え、心豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供やその成果を活かせる環境づくりを進めてまいります。

また、社会教育が生涯学習の中核的な役割を果たすことができるよう、「第９期社会教育中期計画」に基づき、多様な学習機会の提供や指導者の養成、施設整備、情報提供の充実を図ってまいります。

生涯学習と社会教育活動の推進では、各種講座の開催、社会教育団体や住民グループの自主活動の支援、運営費用の助成などにより学習活動を促進してまいります。

シニア世代の学習ニーズに対応する「ポロシリ大学」では、さまざまな学習機会や成果発表の場、子どもたちや他地域の団体と交流を行う定例授業のほか、社会変化に応じた新たな知識・技術を学べる特別授業を実施して、地域の方々も参加できるように公開いたします。

青少年事業では、自然体験や生活体験を通して心豊かで健全な成長を育んでまいります。

図書館事業では、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、工作会、楽器演奏とのコラボレーションなど、アートの村にふさわしい各種事業の開催や家庭、学校における読書活動を支援し、魅力ある図書館運営を目指してまいります。

社会教育施設の整備では、今後も村民の文化・交流活動の拠点として使用していくため、文化創造センターハーモニーホールの舞台照明設備等のLED更新と上札内交流館の和室等にエアコンを設置してまいります。

第3は、国際・地域間交流の推進です。

次世代の人材を育成するため、埼玉県川越市の生徒と交流し、お互いの文化や風土の違いなどに触れ、コミュニケーション能力や自立性を育む機会として実施してまいります。

国際交流の推進では、アメリカ合衆国ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクールと相互交流し、外国の生活習慣や歴史・文化の違いを認識し、理解を深めることによって、国際社会に対応できる豊かな人間性の育成を図ってまいります。

第4は、文化・芸術、スポーツの振興です。

アートの村として、感性を豊かにする創造的な活動を推進してまいります。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、「村民文化祭」の実施や村民主体の公演等の開催支援、更別村と連携した「学校舞台芸術鑑賞」など、芸術に親しむ機会の提供に努めてまいります。

「なかさつ音まちプロジェクト」事業は、さまざまな年代の方が楽しめるよう幅広いジャンルの鑑賞会を企画してまいります。

また、ファツィオリピアノを広く発信し、ふるさと納税を含め、交流人口の増加に繋げてまいります。

「子どもアートプロジェクト」事業は、昭和音楽大学及び武蔵野美術大学と連携し、音楽指導や対話型鑑賞など、児童生徒が大学生とのふれあいを通じて、想像力を磨き豊かな感性を身につける取組を進めてまいります。

スポーツの推進では、村民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、ニーズに応じた健康な身体づくりや体力向上の機会を提供してまいります。

運動不足の解消や身体機能の維持向上に向けて実施している「運動教室」は、民間団体のノウハウを活用しながら運動無関心者へ積極的にアプローチし、住民の運動習慣化をサポートしてまいります。

また、スポーツ団体への支援や総合型地域スポーツクラブ「ピータンススポーツクラブ」の活動を充実し、生涯スポーツを振興してまいります。

青少年のスポーツ活動や文化活動に対しての育成・支援は、少年団指導者の資格取得費用に対する助成を行うとともに、スポーツ大会や文化系コンクール等の参加費用を助成してまいります。

さらに、少子化による部活動存続の厳しい状況や学校における働き方改革の観点も含めた国の部活動改革の方向性に基づき、部活動の段階的な地域展開を進め、学校・保護者・地域の協力の下で、将来にわたり生徒がスポーツ・文化活動に親しむことができる持続可能な体制を目指します。

新年度は、引き続き外部指導者等による部活動指導及び地域クラブ活動への支援を行うほか、更別村との広域連携を行い、平日の練習のための部活バスを運行し、合同部活動の実施に取り組んでまいります。

以上、令和８年度の教育行政執行に当たっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さまに村民の皆さま層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（中井康雄君） これで各執行方針の説明を終わります。

◎日程第８ 報告第１号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第８、報告第１号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 議案番号７番の１ページをお開きいただきたいと思います。

損害賠償額の決定についての専決処分について、ご説明を申し上げます。

令和７年１１月２７日、中札内きらきら保育園の遊戯室において、風船遊びをしている最中に転倒し、窓側にある暖房器具に額をぶつけ切創が生じ負傷する事故が発生したもので、心よりお詫び申し上げる次第でございます。

この度、本件に係る治療が終了し完治されたことにより、地方自治法第１８０条第１項の規定により損害賠償額を決定し、加入している賠償責任保険から全額を賠償するものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第１号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告については報告済みといたします。

◎日程第９ 承認第１号 令和７年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第９、承認第１号、令和７年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、令和８年２月８日に執行された第５１回衆議院議員総選挙及び第２７回最高裁判所裁判員国民審査に係る経費について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認ください。

ますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 承認第1号、一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番の一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ510万9,000円を追加し、総額を61億331万4,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和8年1月23日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

次に、7ページをお開きください。

2款総務費、5項選挙費、13目衆議院議員選挙費の説明欄をご覧ください。

選挙事務従事者等の報酬や手当、入場券等の印刷費、開票機器の点検修繕、郵便料、ポスター掲示板設置及び撤去委託料等の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関わる費用を追加したものであります。

なお、特定財源として、衆議院議員選挙委託金を歳出同額で追加しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認されました。

◎日程第10 議案第1号 中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第10、議案第1号、中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案趣旨についてご説明を申し上げます。

令和8年8月から、こども家庭センターを福祉課内に設置することに伴い、福祉課の分掌

事務について改めるものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第1号の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー15番の議案関係資料1ページをお開きいただき、中札内村課設置条例の一部を改正する条例の新旧対象表をご覧ください。

本条例は、こども家庭センターの設置に伴い、福祉課の分掌事務にこども子育て支援に関することを明記するものであります。

次に、2ページから3ページにかけての中札内村行政組織規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。

こども家庭センターの円滑な機能連携を図るため、保健グループを健康・こどもグループに改め、児童福祉に関する業務を福祉グループから移管して、母子保健業務と一元化します。

なお、附則のとおり、これらの改正の施行日は令和8年4月1日とします。

4ページは、福祉課の組織改編図になりますので、ご参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第11、議案第2号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において令和7年4月1日付で公布、施行された国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第2号の補足説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員等の旅費の支給に関する法律の改正に準じて、旅費種目及び支給方法等の見直しを行うため、改正するものであります。

黒ナンバー15番の議案関係資料5ページをお開きいただき、新旧対照表の右側、改正後の欄をご覧ください。

第2条、第1項、第3号から第6号までは、用語の定義を改め、同項第8号に、旅行役務提供者の定義を追加するものです。

6ページをお開きください。

第3条、第5項では、扶養親族の規定を削除し、同条第7項に、旅費を旅行役務提供者に対して支払うことができる旨を追加するものです。

第4条及び第5条では、旅行命令の運用に関する規定を改めるものです。

第6条では、支給方法等の制度の見直しに伴う旅費種目の名称変更等により改めるものです。

8ページをお開きください。

第10条は、定額から実費額への変更に伴い、全文を削除するものです。

第11条では、扶養親族移転料を、家族移転費に文言を改めるものです。

第12条では、旅費の請求手続きにおいて、旅行役務提供者を加えて改めるものです。

第13条では、鉄道賃に寝台料金及び運賃等に付随する費用を加えるとともに、距離制限を廃止して、実態に応じて支給するものです。

第14条では、船賃に運賃等に付随する費用を加えるものです。

10ページをお開きください。

第19条では、食卓料を廃止し、移動及び宿泊に対する一体の対価としての包括宿泊費に改め、パック旅行費を支給できる規定に改めるものです。

第20条では、移転料を転居費に文言を改め、定額支給から規則で定める実費支給に改めるものです。

第21条では、着後手当を着後滞在費に文言を改め、定額支給から親分を上限に、実際に夜数分の日当及び宿泊実費分額の合計額に改めるものです。

第22条では、扶養親族移転料を家族移転費に文言を改め、赴任に伴う同居家族の移転に要する費用として、年齢に応じた定額支給から、職員への支給相当額を上限に、実費額を支給する規定に改めるものです。

12ページをお開きください。

第25条では、職員が出張中又は赴任中に退職等となった場合の旅費に、家族の転居に要する費用及び家族移転費を支給する規定を加えるものです。

第26条では、職員が出張中又は赴任中に死亡した場合の遺族の旅費規定を改めるものです。

14ページをお開き下さい。

第27条では、外国旅行中において本邦を追加の場合の旅費規定から、食卓料を削除するものです。

第28条から第30条までは、外国旅行における鉄道賃、船賃、航空賃について、国内旅行と同様に運賃等に付随する費用を加えるとともに、運賃の上限を改めるものです。

16ページをお開きください。

第31条では、外国旅行の旅費から食卓料を廃止し、宿泊料を宿泊費に文言を改めるとともに、包括宿泊費を加えて、第18条及び第19条に規定する費用とするものです。

第32条は、支度料が渡航雑費に統合されたことから、全文を削除するものです。

第33条では、旅行雑費を渡航雑費に文言を改め、外国旅行に必要なものの費用を規則で定めるものです。

第34条では、外国旅行中における職員の死亡に伴う手当の額を、これまでの56万3,000円から93万円に増額し、条文で明記するものです。

第35条では、他の機関等から旅費の支給を受ける場合に、旅費の調整を行うものです。

第36条では、関連法との条ずれ等を整理するものです。

新たな第37条では、違反して旅費の支給を受けた場合に、返納又は給与等から差し引くことができる規定を追加するものです。

18ページをお開きください。

別表第1では、宿泊料及び食卓料の欄並びに移転料の表を削除し、規則において宿泊費や転居費の支給額を定めるものです。

別表第2では、宿泊料及び食卓料の欄並びに支度料及び死亡手当の表を削除し、死亡手当の額は、本条例第34条に明記します。

なお、附則のとおり、本条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

21ページから22ページにかけては、改正の概要になりますので、ご参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 2 時 0 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

**◎日程第 1 2 議案第 3 号 中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（中井康雄君） 日程第 1 2、議案第 3 号、中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

令和 8 年 1 0 月 1 日より、村外在住者が公共施設を使用した際の使用料を 5 割増しとするため、該当する施設の設置条例の一部改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第 3 号の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 1 5 番の議案関係資料、2 3 ページをお開きいただき、中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

本条例は、公共施設の設置目的や財政負担の適正化を踏まえ、村外利用者における受益と負担の公平の観点から、5 割増しの料金で利用していただくよう 1 4 施設の設置条例を一括して改正するものであります。

なお、附則のとおり、改正の施行日は、6 かか月の周知期間を置いて、令和 8 年 1 0 月 1 日とします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 3 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） それでは、私の方から質問させていただきたいと思います。

ただいま上程のありました改正条例に関しては、1 4 の施設に村外利用者の利用料金を一律に 5 0 % 増ということでの提案かと思います。

私としては、村内利用と村外利用者との差を設けようとする考え方には大いに賛成をするところではございますけれども、この一律に 5 0 % 上げるというこの手法について、少し疑問を感じましたので質問させていただきたいのですけれども、まず、村外利用者を 5 0 % 増しにするというこの 5 0 % という数字ですね。

この根拠についてお伺いしたいと思います。

なぜ、同じように利用する方なのに 5 0 % という数字になったのか。

この決定の根拠についてお伺いしたいと思います。

それから、条例を改定した後に、これ当然料金改定という形になろうかと思いますけれども、その際には必ず利用料の徴収という作業がある訳ですけれども、そういった際に、この50%という数字は、ある程度、この現場、各施設の窓口等で混乱が生じるのではないかと、いうふうに考えます。

例えば、施設利用券の額面など、恐らく100円単位になっているのかなというふうに思います。

料金5割に増すと50円という半端が付いたり、村民体育館などは250円というような料金設定もあるので、それが5割増しということになると125円というような金額が発生して、その精算の際には当然券の利用ができなくなりますし、半端なものはできなくなりますし、窓口については釣り銭の準備等をしなければならないというような懸念も生じてくるので、各現場とどのようなすり合わせをしてこの金額、利用料増の検討に至ったのかと。

そういった協議を十分に行ったのかと。

現場主義を訴える村長のことでございますので、その辺の協議はされているのかとは思いますが、その辺の協議について、どれぐらい協議をされたのかということもお伺いしたいと思います。

また、もう一つなのですが、私としては、各施設ごとに村外料金を設けるべきか設けないべきか。

あるいは、これぐらい上げるべきとか、そんなに上げるべきではないというような議論をしなければならないと。

あくまでもこれは一律ではなくて、それぞれ考えなければならないのではないかなというふうに考えます。

例えば、村内の利用ばかりでなく、村外も利用することを想定して、もともと料金が決まっているものもあるかと思えます。

例えば、交流館の宿泊料ですとか、山岳センターもそうですね。

宿泊料、あるいは交流の杜のサッカー場の使用料、こういったものも村内利用ではなく村外も含めて、最初から利用料金が決まっているはずなのに、今になってこの村外料金を設定するという考え方になってしまうので、その辺も少し今回のこの条例改正には適さない施設という考え方でもできるのかなというふうに思います。

また逆に考えれば、例えばプールの使用料、一人100円ですけれども、これ1.5倍ということになれば150円ということになろうかと思えます。

村外の方がプールに1日いても150円、プールも使い放題、プールに付いているシャワーも使い放題というような形になろうかと思えます。

ちょっと料金の妥当性ですね。

この1.5倍に条例を変えたときに想定される料金、これがそれぞれの施設について妥当なのかどうか。

その辺の協議がどのようにされたのか。

そういったことについてもお伺いしたいと思います。

ちょっと多くなりましたけれどもよろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） まず1点目の割増率の根拠ですね。

村外利用者の方と差を付ける場合に、倍というのはちょっといきなり大きな負担になるのではないかと。

著しい負担を軽減するためには、そのうちの大体5割というのが計算もしやすく分かりやすく、そして、先ほど言った事務の煩雑も押さえられるということで、5割増しが適切ではないかということが根拠でございます。

2点目、料金徴収の際に、100円単位が多いのですが、今、50円の利用券もありますので、その場合は50円の利用券を使っていただく。

そして村民体育館の一部ですね、団体で利用した際に、2時間の利用超えて追加1時間250円というのがあります。

その場合には、確かに275円という金額になってくるかと思いますが、その際は現金で納めていただくということになります。

これ規則の方でどの施設も現金又は公共施設使用料で納めることができるとされていますので、こういった村民体育館の村外利用者というのは、今の利用状況でいくとかなりレアなケースになってくるかと思いますが、その際には、村外利用者もこれまでも、他の施設ですが、大体村外の方は利用券ではなくて現金での支払が多いものですから、これまでどおり現金で納めていただくことになります。

釣り銭の関係もそうですが、体育館においては、その部分だけは10円ですとか5円ですとかいった釣り銭も必要になってくるかと思いますが、ただ、団体利用ですので、事前に申請をいただいたときに、その辺の説明はできるかと思うのですよね。

現金で納めていただくよう、できれば釣り銭もなくということでお願いもできるかなというふうに思っております。

それから3点目、一律で割増率を上げることについてですけれども、現行の公共施設有料化にするときに、各貸館施設については、面積割で一律に取り扱うという方針のものと設定されております。

現行もそのままその方針でありますので、今回についても、その村外利用者の割増率については、同じ一律の考え方で設定しているところでございます。

個々の施設ごとにもし決めるとなれば、その方針自体も元から改めて考え直す必要がありますので、これについては基本使用料といいますか、いわゆる村民が使う場合の使用料も、ちょっと今後一度見直す必要はあるかなというふうに思っておりますので、その中で、もしその考え方を改めるのであれば、その点についても検討をしていきたいと思っております。

個々の施設において別々の考えのもとに算出するかどうかについても検討していきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 課長、現場とどのようにすり合わせをしているのかということ。

○総務課長（渡辺大輔君） それぞれ所管の施設の課の方で、それぞれ指定管理者ですとか、その受付業務担当している現場と相談しながら決めてきております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ご答弁いただきました。

まず、この50%というのは、根拠としては、倍では高いので50%ぐらいの割増という、言ってみれば明確な根拠というにはちょっと足りないかなというふうには思います。

もちろんこれは元々のこの公共料金が面積割というような中で決まっているという、この元の根拠が薄いというか、元の料金の設定自体が明確にこういう理由でという形にはなっていないものなので、それに対する割増を設けようとするときには、当然こういった根拠については薄いものになってしまうのではないかなというふうには、当然理解をさせていただくところでございます。

ただし、やはり私自身は、それぞれの施設あるいは建物について目的があって利用をされ

ているものでございます。

先ほども申したとおり、村外村内関わらず料金設定を最初からされていたものに対して、その宿泊料とか、そういったものに関しては、これはいきなり、10月からですけども1.5倍になるというような状況になれば、そこでは当然混乱が生じる可能性は十分あるだろうというふうに思います。

例えば、今現在も上札内交流会においては、富山大学などを中心として研究チームが15名ほど1週間程度宿泊をされておりますけれども、こういったものについても、今までは15人で1週間なので大体10万円ちょっとぐらいでしたけれども、これもう20年ほど前から毎年来ていますけれども、来年からは15万円と、5万円ほど料金的には上がった状態にいきなりなるという形になろうかと思います。

そういった影響もあるかと思えます。

こういったものになったとして、例えば、交流館の館長のところに何か懸念されることがあるのかなのか。

そういったものを聞いた上で決めてきた料金設定なのかということも、少し考えなければならぬのではないかなというふうに思うのですよね。

要は現場とのすり合わせ、本当にどこまでしっかりと協議した上で、この5割増しというものが、一律に5割増しというものが決まったのか。

そういったものはやはり一つひとつ精査した上で、後ろの方に料金表がありますけれども、これ全部に、上の方に5割増しと、料金に関しては5割増しということで設定すると書かれていますけども、ちょっといささか乱暴ではないかなというふうな印象を持ちます。

例えば、この利用料、使用料に関しても、1時間のものもあれば、1回当たりというようなものもあるし、一人当たりだとか、そういったものもある。

そういった中で、本当に1.5倍、全部に対して料金を増やすことが良いのかどうなのか。

もう少し慎重に協議するべきではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺の考え方について、今一度お尋ねをしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 個々の団体の状況に応じて考えると、ちょっとなかなかそこは難しいのかなというふうに思っています。

ある程度、先ほど申し上げた倍になることが乱暴だと思っていましたので、5割増しぐらいで利用していただくのが適正な割増率かなというふうに考えております。

それと、あと、やっぱり一律が今、元々がベースになっている中で、個々の施設の目的はそれぞれ若干違いますけども、貸館という意味では、一律にして面積割というのがベースになっておりますので、そこはそのまま村外利用者についても同じ5割増しとする方がある意味平等であるというふうに考えております。

利用者が混乱する恐れがあるということにつきましては、周知期間半年取っていますので、その中で周知していきますし、個々の、よく常時利用される団体についてはお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 概ね理解をしましたがけれども、私はこの、最初にも申したとおり、この村外利用者と村内利用者と、料金的に差を付けて、こういう考え方には十分に賛同ができる場所なのです。

ということで、今回、この条例、13本の条例を一括して改正していくという手法、これに関しては違和感を持っているというような状況。

それぞれの施設だとか部屋ですね、それぞれ個別にしっかりと協議して、5割で良いよね、この部屋はそこまで上げなくても良いよね。

あるいは、もっと差があっても良いよねと。

それぞれやっぱり考えるべきだろうというふうに思っています。

ただ、今回こういった定例会で条例案として出されておりますので、今回はこれとして、例えば承認をしたとしても、今回のこの改正で終わるのではなく、継続して協議をして、適正な料金設定、そういったものを設定していただけると。

そういった協議を継続していただけるというふうな約束を、もし、村長、していただけるのであれば、この条例案については賛同させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 福原議員の質問にお答えしたいと思います。

これ以前から、この議会の中で、村民と村外の利用者の差を設けるべきという貴重なご意見を賜りながら、しっかり検討しますというような回答をさせていただきました。

今回このような提案をさせていただく訳なのですが、しっかり周知期間6か月あって、10月1日からこれは施行ということになりますけども、この後、10月1日からそういったような周知期間をしっかり踏まえて周知を行っていく訳なのですが、半年間になりますね、10月1日から来年の3月分までの。

その利用料金、しっかりその中で協議しながら、さらに、今、この一つひとつの施設の料金が、今言われたように、どのように適切になっているかということ。

今、面積割である程度しっかりしたそのような形で今までやってきている。

これが今後もそのような形でやっていった方が良いのか。

もしくは、違う方法で改めて整理した方が良いのかと。

この辺も少し検証してみたいと思っています。

内部検討踏まえながら、何と云うのでしょうか、村外利用者、村内利用者のそういったところもしっかり見極めながら取り進めていきたいなというふうに考えていきたいと思っています。

この料金につきましても、これまで据え置きでここまで来ております。

そういったところも、今の実勢単価でどうなのかということもしっかりと検討して、しっかりと協議をすることが、この料金に対する取り組み方かなというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今、福原議員の言ったことが大体なのですが、ただ自分として考えるのは、ただ体育館みたいに金も何も使わないでおれるところと、やっぱりそれなりに経費にかかる場所があって、そういうところもあるので、やっぱり料金というのは一律というふうにはならないと思うのですよ。

その辺を差付けていかないと何のためにという。

村民のためにつくったのだろうけど、村外の人がこれを使って楽だなということも必要なのかもしれないけども、やっぱりその施設施設によつての単価の見直しをしていかななくてははいけない。

自分はそう思います。

なぜこれを言うかという、今、更別の福祉の里に毎日のように自分通っております。

あそこの風呂は、今、我々が入ると450円なのですよ。

4月から500円になる訳ですよ。

更別の高齢者は100円なのですよ。

ずっと100円。

この辺考えたら、更別というのはすごい所だなと。

やっぱり住民に対し大事にして、更別の風呂というのは大体村外が20～30%の村内が70%ぐらい入っている訳ですよ。

でも、高齢者に対してはずっと一律なのですよ。

やっぱり我々も、自分も高齢者なのだけど、更別行って500円これから払わなくてはならないのだけでも。

言う人には不満言っているけど、自分は当たり前だなと。

そこに入れさせてもらっているし、それなりの経費かかってやっていることだから仕方がないと思うのですよ。

であるなら、中札内もそれに似た、十なんぼの施設の中にあると思うのですよ。

だからそれを最初から見直していかないと、全部一律ということにならないし、何十人使っても300円というところもある訳ですよ。

50%上がったって、450円しかないのですよ。

だからそういうものが、例えば、そういうところが、団体でなくて一人幾らとか、そういうやり方もあると思うのですよ。

村民第一って言いながら、中札内としても、村外の人来てもらうこともありがたいのかもしれないけども、それなりの差を付けながらやっぱりやっていかなくてはいけない。

最初はこの質問したときには、あまり安くて村外の人が多くなって村民使えなくなるかって、その心配から始まったこの金額だと思うのですよ。

ですから、その辺、まだ半年見直す期間もある。

やっぱりその施設施設によって、いろいろ金額も変えていかなくてはいけないし、一律ということにならないですよ、やっぱり。

300円のところ、20人来たって5割増しなら450円しかないのですよ。

だからそこでは多分、電気も使ったり水も使ったり、いろんなことしているところもあるのですよ。

これはもう一度見直していただきながら、もう一度検討をしていただきたいなと、そういうふうに思います。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） 先ほどの福原議員の質問と、今の北嶋議員の質問、この後、再度改めて、例えば、料金表の中に、1時間単位であったり1回単位であったり、あるいは、そもその目的が村外の人を利用を想定している施設だったり、村内の人をターゲットとしている施設だったりということで、そういったことで目的に応じた、あるいは使い方に応じた単価の設定をもう一度検討すべきではないかというご意見だったと思います。

この部分については、先ほど村長の答弁にもあったとおり、今年度につきましては、今現行の単価があくまでも面積割、そういった条件を無視、無視とは言わないですけども、ちょっとその要件を外した中で、どちらかというと面積割をベースにして料金の設定をさせていただいていました。

なので、今回一律ということで50%、単価に50%とう手法を取らせていただいています。

ただ、おっしゃっているとおり、1時間であったり1回であったり1日であったりという部分も確かに今の料金設定ありますので、この部分については、今年度、もともと今策定中の行政改革大綱においても、各種使用料の見直しというのは検討項目の中に入れていきます。

大綱についてはまだこの後、今策定中でして、4月を目途にできれば策定したいなとは思っておりますけども、その中でも使用料のあり方については再検討するという事で明記しておりますので、先ほど村長の答弁にもあったとおり、8年度も継続して、この単価のあり方については、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今、副村長の言うこと十分分かります。

ぜひ、検討でなくて、やっぱり違う形の中で表れてくるような形にしていけないと。

検討で終わるということにはならないと思うので。

かなりやっぱり、今言うように、いろいろ経費のかかるところもあるし、1日おるところと何時間しかおらないところとか、いろんな条件が変わるのでね。

これ一律ではなくて、最初から料金の基本を見直していただきたいと。

そういうふうにしていけないと、ちょっと村民としていろいろ理解できる部分とできない部分あるので、全体をゼロから考えてやり直していただきたいと、そういうふうに期待したいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 今言われたとおり、令和8年度、こういった形で5割増しというような形で取り進めていきます。

その中で、各施設の使用料についても、先ほど言いました行政改革の大綱の中でも、そういったことを見直していくということを明記させていただいておりますので、しっかり継続しながら、これまで料金改定行ってきたいない、そういったような状況もありますので、しっかり一つひとつの施設に対して、どういう料金を設定したら良いのかというのをしっかり検証しながら、しっかり提案する、協議するという事です、協議して検討して提案させていただきたい。

そういうふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

これで質疑を終わります。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号 中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第13、議案第4号、中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、子どもの健康増進及び子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、これまで行ってきた高校3年生年齢相当までを対象とした医療費助成事業を拡大し、保護者が中札内村に住所を有し、子どもが修学により他の市区町村に転出する場合も助成対象とすることができるよう改正するものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 議案第4号について、補足説明いたします。

黒ナンバー15番、議案関係資料の30ページをお開きください。

今回の改正は、乳幼児及び児童医療費助成の対象者を拡大しようとするものであります。

現行条例では、本村に住所を有する乳幼児及び18歳未満の児童に対して、医療費を全額助成しておりますが、修学を目的として他の市区町村に転出した場合においても対象を広げようとするものであります。

それでは、資料の新旧対照表について説明いたします。

第3条の受給資格者ですが、第1項の各号において、対象となる乳幼児及び児童を追加しております。

第1号は、これまでどおり、本村に住所を有する乳幼児及び児童を追加しております。

第2号には、本村に住所を有する保護者の乳幼児及び児童であって、学校教育法及びその他法令に規定する学校に修学のため、他の市区町村に転出し、当該市区町村においてこの条例と同等の医療費の助成を受けることができない乳幼児及び児童を追加しております。

つまり、保護者が本村に住所を有し、子どもが修学のために転出した場合で、転出した先の市区町村において同等の医療費助成がされない場合を想定しております。

第3号には、その他村長が特に必要と認める乳幼児及び児童を追加しております。

第3条、第2項には、対象とならない乳幼児等を追加しておりますが、改正前の第3条各号と同様の内容となります。

なお、その他の条項につきましては、今回の改正に関する条、文言の整理を行ったものとなりますので、説明は省略いたします。

なお、本条例は、附則のとおり、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号 中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第15 議案第6号 中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第16 議案第7号 中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第14、議案第5号、中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第15、議案第6号、中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第16、議案第7号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、この3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) ただいま、一括議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和8年4月から給付される、乳児等通園支援事業の開始に伴い、関係条例の規定を整備するため、設備及び運営に関する基準を定める条例、運営に関する基準を定める条例並びに利用料に関する認定こども園条例の制定及び一部改正をしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長(高桑佐登美君) それでは、議案第5号及び議案第6号並びに議案第7号について、補足説明をいたします。

本条例の制定及び関係条例の一部改正は、令和6年6月12日に公布された子ども子育て支援法等の改正により、生後6か月から満3歳未満までで、保育所などに通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年4月1日より給付化されました。

この法改正による改正後の児童福祉法において、市町村は乳児等通園支援事業、子ども誰

でも通園制度の設備及び運営について、その基準を条例で定めなければならないとされており、この条例は内閣府令に定める基準に従い定め、それをまた参酌するものであるとされています。

まず、中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から概要をご説明いたしますが、内閣府令で定める基準に即した条例であることから、大まかな概要についてご説明をいたします。

黒ナンバー 7 番、議案の 17 ページをご参照願います。

第 1 章、総則では、第 1 条で、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し、必要な時期を事項を定めるものとし、第 2 条から第 5 条は、最低基準の目的や、その向上に努めること、事業者の一般原則について規定をしています。

18 ページ、第 6 条から第 8 条は、非常災害への対策や安全計画の策定等について規定しています。

第 9 条から、20 ページの第 19 条は、職員の一般的要件や知識等の向上のほか、運営についての重要事項などについて規定しています。

上から 7 行目ほどの第 2 章では、乳児等通園支援事業について、第 20 条においては、事業区分を定めておりますが、村においては一般型乳児等通園支援事業での位置付けとなります。

第 2 節、第 21 条から、23 ページまでの第 24 条は、一般型乳児等通園支援事業の設備の基準を定めるほか、職員の配置基準等が規定され、この基準に基づき職員配置を行っております。

ページ上段の第 3 節、第 25 条から 26 条は、余裕活用型乳児等通園支援事業について規定をしています。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第 6 号、中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。

25 ページをご覧ください。

子ども子育て支援法の規定により、運営に関する基準を市町村の条例で定める必要があることから、内閣府令で定める基準に従い、新たに条例を制定するものです。

第 1 章、総則では、第 1 条により、運営の基準に関し必要な事項を定めるものとし、第 2 章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準として、第 1 節、第 3 条には、利用定員に関する基準を規定するほか、26 ページ、第 2 節、第 4 条から第 10 条には、運営に関する基準を規定しています。

第 11 条から、27 ページの第 13 条には、支援を提供した子どもの記録や利用料の支払い等に関する規定を定め、第 14 条から第 18 条には、実施する支援の取り扱い方針や評価、相談援助や緊急時の対応について規定しています。

第 19 条には、定めるべき運営規定の内容を定め、初回の面談時には、保護者へ重要事項説明書として示すことになります。

第 20 条から、30 ページの第 32 条には、勤務体制の確保や利用定員の遵守のほか、虐待等の禁止、秘密保持等実施すべき基準が規定されています。

31 ページをご覧ください。

第 3 章、雑則では、第 33 条に電磁的記録等について、その運用を規定しています。

附則として、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

ここで令和 8 年度から実施を予定する村の子ども誰でも通園制度について、ご説明をさ

せていただきます。

黒ナンバー 15 番、議案関係資料の 32 ページをご覧ください。

上段の経過及び制度概要はご参照いただきまして、その下、1、事業内容についてです。

子育て支援センターで週 1 回実施することとしております。

表の中で、黒の太枠の部分が村の制度となりますが、空欄になっておりますけども、目的対象児童の年齢、利用上限は月 10 時間と国の基準と同様とし、実施場所は地域子育て支援拠点である子育て支援センターにおいて、木曜日の 8 時 30 分から 11 時 30 分まで、定員を 3 名までとして、子ども誰でも通園制度の受け入れ枠とします。

利用料につきまして、国で示された基準額として、1 時間 300 円としています。

ただし、生活保護世帯については全額免除、市町村民税所得割の合算額が 7 万 7,101 円未満である世帯については、1 時間当たり 100 円とする減免措置を講じます。

保育園に通っていない親子が利用されている一時保育の内容を左側に記載していますのでご参照ください。

次に、職員体制についてです。

一時保育と誰でも通園制度を同時に実施するため、保育士とその他保育助手等の職員それぞれの配置が必要となりますが、現在、子育て支援センター職員が 4 名体制ですので、現在の職員で対応することとしております。

次の 33 ページをご覧ください。

一時保育事業との棲み分けにつきましては、本制度は生後 6 か月からを対象としていることから、満 1 歳未満までは子育て支援の部屋において少人数での集団生活を基本とし、満 1 歳以上の児童については、きらきら保育園において園の活動に参加しながら、在園児と交流し過ごす体制としております。

その下、財源及び利用見込み等につきましてはご参照ください。

それでは、34 ページをご覧ください。

中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

こども誰でも通園制度を実施するに当たり、保護者負担額の利用料の徴収及び金額について追加するものです。

右側の改正後をご覧ください。

第 3 条、第 4 号に実施事業を追加しています。

その下、第 6 条、第 4 項に費用の納付について追加し、第 6 項は条項のずれを改正するものです。

第 6 条関係に、別表 3 として、利用料の徴収金額表を記載し、表階層区分 A 欄、生活保護法による被保護世帯は、徴収金額 1 時間当たり 0 円。

その下、B 欄、市町村民税所得割合算額 7 万 7,101 円未満である世帯は 1 時間当たり 100 円。

A 及び B 階層を除く世帯は 1 時間当たり 300 円としています。

なお、附則のとおり、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら 3 件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 3 番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 黒ナンバー7番ですね。

乳児通園支援事業というのがありました。

それと特定乳児等通園支援事業というのが二つあって、ちょっと私なりにいろいろ読んでみたのですが、この二つ、同じ内容ですけどちょっと違うのだなということで、付くものと付かないもの。

これは村は町によって違いなのか。

それとも、国の制度で違うのか。

ここはもう少し詳しく分かりやすく、特定乳児等通園支援事業というのと、ただの乳幼児通園支援事業という、これ誰でも通園制度ですね、乳児等通園支援事業というのは誰でも通園制度というのは分かりますが、特定が付くとどんなふうが変わってくるのか。

その辺簡単に教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） この条例二つは、基本となっている条例の改正が児童福祉法と子ども子育て支援法になっておりますので、事業内容としては同じなのですが、法律で名称を記載されているものが変わっているということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 法律でそういうふうに記載されている。

それではちょっと違うことなのですが、先ほど、一時保育事業の内容とこども誰でも通園制度の内容は、この表でもありましたけれども、違う内容になってくるということで、1日当たりの定員は3名ということで、3歳未満ですね。

今後そういった住民への周知に向けて、3月中に対象児童へチラシを配布したり、ホームページなどでも、広報とかで掲載して、少しでもすべての子どもの育ちを応援するし、良質な成長環境を整備するという意味で、国でこういった制度ができたのだなということでは分かりました。

それで、一人当たりの定員が3名ということですが、村にはだれでも通園制度の対象者36名いらっしゃって、例えば、3人以上がこれに利用したいというふうな申込みが来た場合はどういった方法で決めるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 詳細な運用については、実施をしながらというところが正直なところでございますけれども、一時保育事業との併用になりますので、だれでも通園制度の方で利用したいという方については、その日は3名までなのですが、それ以外の理由で利用したいということであれば、一時保育での利用をご紹介しますような形になるかと思います。

今、一時保育のおおよそその1日の定員が6名ですので、例えばですが、この日の午前中、だれでも通園制度の利用の方が3名いらっしゃいましたら、それ以外に一時保育も3名ほど受け入れられるという、お子さんの状況にもよりますが、そんなような運用を考えておりますので、実際やってみて制度をつくっていきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） それでは何点か確認をさせていただきます。

今回の改正というのは、新しい事業制度の実施に向けた条例の整備でございますけれど

も、先ほど通園制度について、内容も説明していただきましたので、それに関してもこちらの方で質問させていただきます。

まず、利用料についてでございます。

国の示す基準額が300円ということで、これ、必ずしも300円にしなければいけないという訳ではないと思うのですが、うちの場合はその一時保育の事業もやっていまして、記載されている額なのですが、その辺りの整合性といいますか、村で考えて、この差を付けてそのまま妥当だというふうに判断した理由ですね。

そちらの方を伺いたいと思います。

あとは、ちょっとやっぱり一時保育との棲み分けでございます。

今説明していただいたように、制度はじまってから調整するというような形だったのですが、一時保育の例えば事業に関して、月12回という利用の上限がありまして、それにプラスアルファで、対象になる児童さんの年齢と、一時保育の事業を利用される年齢が大きく重なる部分が多いですので、その辺りのすみ分けといいますか、12回一時保育を利用したけれども、こども通園制度の方でプラスアルファ利用できるというような考え方で良いのかどうか。

あとは、先ほど3名の方、こども誰でも通園制度が、例えば予約が入った場合は一時保育の方を3名にして調整するということだったのですが、その優先順位の付け方ですね。

こども誰でも通園制度の方はどういう理由がなくても誰でも預けられるということなのですが、一時保育の場合は、リフレッシュもありますけれども、家庭での保育が困難になった場合ということで利用されるということを考えると、どちらを優先にするのかなという、その辺りもちょっとお話伺っていて疑問に思ったので、そのあたりの整理は、今後考えるのか、今ある時点で考えられているものがありましたら教えていただきたいのと、最後にですけれども、実施体制でございます。

人員の配置の方は、保育士さん、今4名いらっしゃるということで、そのまま同時の制度の利用ができるかなとは思いますが、設備面で今後、例えばお手洗いの部分ですとか、あと、利用される方の面積についても条例の方で記載あったと思うのですが、今の一時保育の施設ですね。

そちらの方で十分間に合うものなのか。

もしかしたら、未満児さんといいますか、小さい方が多く利用する場合は、その分必要な面積が増えますので、そのあたりも施設の受け入れ体制といいますか、設備面も含めて、今滞りなく、支障がなくできるような状況なのか。

そのあたりの確認をさせてください。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、木村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず利用料の関係ですが、あくまでも市町村で、国の基準はありましたが、決められるということで、検討の中では、一時保育とどうなのかということも話し合いには上がっていました。

ですが、一応、6か月からお預かりをするということ。

それから、1、2歳児については、支援のお部屋ではなく、在園児と一緒に過ごす時間を設けるということで、少しプログラムというか、内容が異なるといいますか、6か月のお子さんについてはやっぱり手も掛かるということもありますので、そういうことも考えて、費用についても国の基準の300円を適用させるということで決めたところでござい

す。

2点目の対象者が一時保育と重なるというところで、誰でも通園制度は3名までというふうにしているのですけれども、後からの質問にも関係してきますが、やはり小さい子をお預かりするとなると、施設面での基準もある程度ありますので、人員体制のことも含めて3名までというふうにさせていただきました。

予約の優先度というところなのですけれども、一時保育については、3日前までに予約が必要ということですが、誰でも通園制度につきましては、少し計画的に利用をお願いしたいということで、もっと前に予約の日を設定しようというふうに考えております。

なので、今考えているのは、前の月の20日前後ぐらいまでに、次の月の予約を入れていただくような形で制度をスタートさせたいなというふうに思っていますけれども、底の予約のところでは3名埋まれば、一時保育の予約は少し制限をするというか、3名以外の人数の予約を受けるといような形にしたいと思っています。

反対に、誰でも通園制度の予約が入らなければ、その枠は全部一時保育の枠にしたいというふうに思っています。

実施体制ですけれども、4人の先生で何とかやれるという、同時に二つの事業をやれるということで想定していますけれども、先生たちもお休みの日とかもありますので、その辺は保育園の保育士さん、パートの先生もいらっしゃると思いますので、そのスタッフとも協力体制を組んで実施したいということと、設備面につきましては、もともと子育て支援センターは小さい子を想定していますので、畳のお部屋ですとか、安全なお部屋ですとか小さなトイレですとかありますけれども、今3名という体制の中では利用が問題なくできる設備の基準ではありますけれども、この後制度が始めてみて、多くの方が利用したいというふうになってくるのであれば、総合的にそこら辺は考えたり改修を考えていく必要があるかもしれませんけれども、それについては今後の課題になるかと思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 分かりました。

もう一度確認なのですが、その一時保育の事業を利用された方と、誰でも通園制度を利用された方は、両方利用できるという、一時保育はもちろん登録が必要なのですが、誰でも通園制度の方は、その登録をして利用するという形になるのかというのと、あとは両方、例えば月12回プラスアルファでこども誰でも通園制度の月10時間も使えるという形で良いのかどうか。

その辺りお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） まず登録の関係ですけれども、両方の制度ともそれぞれ登録申請が必要になります。

両方の制度が使えるかというところなのですが、1歳以上の方については両方登録して、一時保育であれば9時間掛ける12回までで、誰でも通園制度の方は10時間までというのは両方使えます。

ただ、6か月から1歳未満のお子さんについては、誰でも通園制度の対象になりますので、月10時間までということになります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

2時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長(中井康雄君) それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第 1 7 議案第 8 号 中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第 1 7、議案第 8 号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、昨今の飼料・肥料価格などの高騰に伴い、牧場使用料を増額改定するとともに、大規模草地育成牧場における飼育方法の変更に伴い、捕獲料を廃止しようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、平澤産業課長。

○産業課長（平澤悟君） それでは、議案第 8 号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正についてですが、令和 2 年度に消費税率の改正が行われた際に、牧場使用料の改正を行ってきているところがございますけれども、近年、飼料・肥料などの資材価格が高騰しているにも関わらず、令和 2 年度以降、資材価格の高騰に対する改正を行っていなかったこともあり、指定管理委託料と牧場使用料収入との差額が増大している状況でございます。

この状況を踏まえまして、条例第 6 条で規定する使用料の増額改定を行おうとするものであります。

また、牧場における使用方法、人工授精、受胎が確認されるまでの一貫、舎飼での飼育に変更しておりまして、人工授精を行うための捕獲作業を行っていないことから、捕獲料の廃止も併せて行おうとするものでございます。

具体的な内容についてご説明いたしますので、黒ナンバー 1 5 番、議案関係資料の 3 5 ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず上段の第 6 条の使用料の改定についてですが、村内牛に関しましては、前回改正をした令和 2 年度から飼料・肥料などの資材価格がおおよそ 2 0 % 増加し、総合乳価も同様に上昇していることから、使用料の改定率は 2 0 % 程度の増加としております。

村外牛の舎飼に関しましては、村外から積極的に誘致したいという考えもありまして、村内牛より増加幅を抑えた改定としております。

具体的な改正内容についてですが、放牧料は 1 日 1 頭につき、村内牛は 2 5 5 円から 3 1 5 円に、村外牛は 3 1 0 円から 3 7 0 円に、舎飼料は、村内牛は 5 8 0 円から 7 0 0 円に、村外牛は 7 9 0 円から 8 0 0 円に引き上げようとするもので、改定額につきましては 5 円単位で調整をしているところでございます。

続きまして、第 7 条の捕獲料についてですが、補足説明の冒頭におきましても触れておりますけれども、牧場における飼育方法の変更に伴い、捕獲料の廃止をしようとするものです。

第 7 条の廃止に伴いまして、第 8 条から第 1 2 条までについて 1 条ずつ繰り上げようとするものでございます。

3 6 ページをお開きください。

附則についてでございますけれども、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとし、

令和８年度の使用料から新たな残価を適用しようとするものであります。

最後に、本件につきましては、中札内村大規模草地育成牧場運営審議会に改定内容について諮問し、審議の結果、２月６日に承認の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第８号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第８号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第８号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第９号 中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第１８、議案第９号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、これまでの定住促進奨励金の効果を検証し、新たな定住支援施策を展開するために、関係条例の一部改正を行うものでございます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 議案第９号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本村の定住促進奨励金につきましては、平成１９年度を始期として、これまで対象期間を５年間で運用してまいりましたが、制度の効果検証及び財政状況等を総合的に勘案し、対象期間を３年間に見直すものであります。

見直しの趣旨としまして、制度の効果検証を行ったところ、住宅取得後３年で一定の家計支出が確立され、安定的に生活を送れる傾向が見られることから、３年間の支援期間で政策目標は達成可能と判断したところでございます。

また、国が進める住宅建設に係る固定資産税軽減措置が新築一般住宅では3年間であることから、同様の対象期間に整備しようとするものであります。

さらに限られた財政の中で、制度の持続可能なものとする観点から、対象期間を3年とする事で、財政負担の平準化を図り、より多くの方に移住定住制度の恩恵を受けていただくことが可能と判断したところでございます。

黒ナンバー15番、議案関係資料37ページ、新旧対照表をご覧ください。

中札内村定住促進条例第5条、定住促進奨励金に条項分の対象年度を、5年間から3年間に改めております。

施行日につきましては、令和9年4月1日から施行しようとし、経過措置として、令和9年度までに新たに住宅取得に係る固定資産税を納付された方については、従来どおり5年間の補助となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ちょっと村長のお考え方をお聞きします。

村長の公約やら基本執行方針などにも謳っているように、移住定住対策が村長のやはり、結構重点を置いた政策だと思うのですよね。

そういう中において、今回、この固定資産税相当額を5年から3年に減らすといひましようか、そういうふうな考え方になったというものが、ちょっと村長の施策から言うと、何か逆行しているのかなというふうにもちょっと取れると思うものですから、ちょっとその辺の考え方を1回お聞きしたいのと、今、課長の方から説明あったように、財政なども勘案して、そういった見直しをしたいということも分かるのですけれども、確かに今、うちの村の新しく家を建てた場合の支援というのはかなり厚いと思います。

移住されてかた方ですと、新しい家建てれば50万円、また、スタイルに合致すれば50万円、そしてまた子どもさんがいればまた50万円ということで、かなり大きな支援はしていると思いますけれども、ただやっぱり今、住宅価格等もかなり高騰している中において、やはり新しく家を建てる場合には、かなりの若い方々には負担にもなっていると思いますけれども、そういったこともある中で、今回、この5年を3年にしたということについて、ちょっと村長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

今、施設課長の中でも触れてはいましたけれども、これまでこの定住促進奨励金につきましては5年間ということで取り進めてまいりました。

これは当初のそういった定住促進条例の中でしっかりとやってきたものなのですが、その後、今議員が言われたように、住宅の新築に対する助成金を増やしてきております。

新規に建てた場合においては50万円、さらには子どもがいた場合についてはさらにプラスアルファというような形で増やしてきている。

そういう状況も踏まえて、さらに、今、行革にしっかり大綱を今つくっておりますけれども、その中でしっかり検証していく中で、ある程度、課長の中で言いましたけど、5年から3年である程度不動産取得に係るそういった経費というのでしょうか、そういったものも落ち着いてくる、そういったような3年間でありまして、その後の一時金といひも補助金を拡充

してきている。

そういった中で、この定住に係る固定資産に係るそういったものに関しては、ある程度、5年から3年にしても、ある程度そういったようなことで賄えているのではないかということ判断させていただいたものであります。

今後、これも令和9年4月というような施行というふうにさせていただいております。

この背景におきましては、今、泉団地、分譲地をこれから新年度予算も含めて取り進めていくことになりますけども、そういったところを対象に考えて、村として考えた奨励金というふうにさせていただいております。

ですから、来年の令和9年1月1日に課税対象となる部分に関しては、まだ5年間、いわゆる令和8年に建てて、9年1月1日に住宅あるものについては、まだ5年間ということになりますが、今分譲を予定しているものについては、恐らく9年度以降の新築住宅となるというようなことを踏まえて、その部分からはそういったような形に新しい制度に持っていく。そういった考えの元に、この改正を行ったものであります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 若干関連するかとは思いますが、今回5年から3年に期間を短くしたということになりますと、例えば、今年中に建てたものに関しては5年間の奨励金がいただけると。

来年以降は3年ということになると、前に建てた人が5年間なので、1年間長く奨励金が受け取れるようなギャップというのでしょうか、そういったことが起こり得るのかなというふうに思います。

なので、これの軽減、短くするとしたら、1年ずつ2年間で短くしていくとか、そういった手法が取れたのではないかなというふうに考えるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 私の方から、福原議員のご質問に対してお答えしたいと思います。

先ほど私の方から補足説明させていただきましたが、最後の施行日の経過措置としまして、令和9年4月1日から施行するということでご説明さしあげました。

この固定資産税の算定の日にならぬのですけれども、1月1日付で住宅があるかどうか算定基準になってまいります。

ですので、令和9年度というのは、令和10年1月1日に住宅を取得しているかどうか。

住宅が建っているかどうか基準になってまいります。

先ほど村長の方からもお話がありました、今年、令和8年度に泉団地の方で分譲開始を予定しておりますが、その分譲地を購入された方が、来年度、令和9年度に住宅を建てたとしても5年間の補助が受けられるように配慮したものでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 改めてちょっと、お二人のご質問ありましたけれども、確認という意味で、村としては泉団地の分譲地、20宅地の販売することになると思うのですね。

改めて、村として、泉団地の宅地分譲が間もなく始まる訳です。

端的な例として、一番該当するのが、村としては、新しい分譲地としては泉団地ということになります。

これが土地を取得して建てる間、それぞれ一斉に皆さん建てる訳ではないと思いますね。応募の仕方によっては、この話を耳にした方々がどういう行動を取るか。

どういう問い合わせを村にするかということで、これについてもそれぞれいろんな場面設定があるのかなと思います。

これについて、泉団地の方の対応については、今どのように整合性を持たれるのか。

その辺の考え方、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中井康雄君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時35分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続きまして、質疑を続けさせていただきます。

先ほど、答弁若干ちょっと変更させていただきたいということでございますので、北村施設課長、お願いします。

○施設課長（北村公明君） 先ほど私の方から回答させていただきました、答弁させていただきました内容に修正がございましたので、改めてご説明差しあげたいと思います。

経過措置としまして、令和9年度までにということですので、令和9年1月1日付に住宅があるかどうか、建っているかどうかが基準になってまいります。

先ほど、私、令和10年1月1日というふうに申し上げましたので、改めて訂正させていただきますと思います。

○議長（中井康雄君） 船田議員、今の説明聞いてからでも先ほどの質問します。

もう少しちょっと分かりやすく、質問もう一度お願いしたいというふうに思います。

○1番（船田幸一君） 村の泉団地の分譲が始まる訳ですけれども、これについて広告していくということになると思うのですね。

それで、今のお二人のお話のやり取りを聞いていると、ちょっと気になりまして、心配になったのは、泉団地の分譲に向けて、村はどのような形でこのことについて触れていくのか。

購入される方によっては、間に合う人もいるのかもしれないし、土地は買ったは良いが宅地を建てるのが2、3年後だよとかという人が出てくると思いますよね。

当然ある、一斉に建つ訳ではない。

これについて、村としてどのように広告されていくのか、お話をされるのか。

また、問い合わせがあった時にどういうふうに対応されるのか。

その辺を絡めてお話をお伺いしたかったなということでご質問をさせていただきました。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

もう1回整理しますね。

分譲、今年整備します。

令和8年度整備すると、年末ですね、11月もしくは12月に分譲地としての完了がするのですが、そうしますと、分譲始まるのは例えば令和8年12月になりますが、これからすぐ家を建築される人はいないかと思います。

冬季間であるということもあって。

ですから、令和9年1月1日に課税対象となるかということになると、ここは非常に厳しい、1か月間で家を建てることはちょっと厳しいということになりますので、どうしても春、いわゆる令和9年の4月以降、3月でも良いのですが、3月、4月以降に家を建てられる方が出てくるのかなというふうに思います。

そうしますと、この令和9年度に建てられる方については課税対象になるのは令和10年1月1日に住宅があるかないかで課税されますので、この部分については、そういう泉団地を分譲することに当たって、概ねさっき言ったように、1か月以内に家が建って、検定を受けて入居する。

そういったようなところをしない限り、非常に厳しいということになりますので、泉団地分譲地、これは名前は今仮称で言わせていただいておりますが、泉団地を壊した跡に分譲するここについては、令和10年度から課税になるのかなという、これをご理解していただいて、ですから、分譲するに当たって、こちらは全員3年間になるのではないかなというように判断に至ります。

それと、この分譲価格につきましては、工事費とか色々なことも含めて計算してくることはなと思いますけども、政策的なところも入ってくるかと思います。

価格としては、今決まってはおりませんけども、いわゆるときわ野分譲地を参考になってくるかなというふうに思いますから、そうすると、建設費を考えての分譲価格になると、相当高いものになります。

坪単価例えば5万円以上とか6万円以上でなかったらペイができない。

そういうような形になりますので、この部分については政策的な考え方の元に、分譲価格が決まってくると思いますので、そういったところも含めて、総合的に考えた上で5年から3年にさせていただいたと、そういったような形で考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 1番、船田議員。

○1番（船田幸一君） 村長からのお話で理解はできます。

ただ、やはり中札内村に居住したいという意思のお持ちの方に誤解の与えないような広告をお願いしたい。

あるいは、募集をお願いしたい。

そうしないと、やっぱり、今住んでいる人とぎりぎりのお話のあった瀬戸際にいる人と、今回の宅地分譲がされるであろう購入する方々との、やはり齟齬がないような形、できればそういう形で、印象が悪くならないような、村への印象が悪くならないような本村の対応を願いたいということでお話をさせてもらったつもりでありますけども、その辺のことを重々ご検討していただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第10号 中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第19、議案第10号、中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、退去時の修繕費用高騰に伴い、入居時の敷金対象月数を見直しするため、併せて関係条例の一部改正を行うものでございます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 議案第10号、中札内村営住宅管理条例・地域振興住宅管理条例並びに特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案件は、住宅に困窮する方に対して、安全で安心した居住の場を提供するため、建物及び設備の適切な維持管理や計画的な修繕の実施を可能とするための財源を確保するものであります。

本条例改正の背景には、近年の資材費及び人件費の高騰により、修繕に要する費用が年々増加傾向にある中、現行の敷金額では退去時の現状回復並びに修繕費用を賄うには、必ずしも十分とは言えず、修繕費の一部を一般財源等で補てんせざるを得ない状況が生じております。

このことを受け、入居者負担の公平性を確保するとともに、将来に渡って村営住宅等を適切に維持管理していくため、敷金の増額を行うものであります。

黒ナンバー15番、議案関係資料38ページをご覧ください。

中札内村営住宅管理条例、第19条、第1項敷金条項分の敷金に当たる家賃の月数を、1か月分から2か月分に改めております。

同ページ中段をご覧ください。

中札内村特定公共賃貸住宅管理条例、第14条、第1項敷金条項分の敷金に当たる家賃の月数を、1か月分から2か月分に改めております。

最後に、同ページ下段、中札内村地域振興住宅管理条例、第10条、第1項、敷金条項分の敷金に当たる家賃の月数についても、1か月分から2か月分に改めております。

施行日につきましては、各条例改正ともに、令和8年4月1日から施行しようとし、経過措置として、条例改正施行前に入居決定を受けた者については、従前の例によることを付するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） いくつか確認をさせていただきます。

黒ナンバー 15 番の議案関係資料で見させていただいて、敷金は家賃の 2 か月分というふうに改正になったということで、その理由も先ほど課長の方で、まず修繕費用が高騰しているということで、財源確保の意味合いもあるというご説明でございました。

質問内容としては、その 2 か月分にしたというまずは理由ですね。

ほかの私も町村ちょっと調べてみたのですけれども、多いところで大体 3 か月というところも見受けられますし、大体 2 か月というところもありますので、2 か月にした根拠といえますか理由がまず一つと、あと、以前補正予算のときに私も質問させていただいたのですけれども、その修繕料を一般財源から持ち出ししている分を、その敷金の還付の方法を少し見直してみてもはどうでしょうかという提案も併せてさせていただきました。

この中ではその還付の内容については特に記載の内容の変更がないので、その部分で何か見直した部分、協議した部分がありましたら、併せてお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） それでは、私の方から、木村議員のご質問に対してご回答させていただきます。

1 点目の、現在敷金 1 か月分を 2 か月に見直した背景としまして、19 市町村の公営住宅敷金等を勘案させていただきました。

その中で、本村を含めて 1 か月未満というところが 5 市町村しかございませんでした。

そしてさらに 3 か月というところが 2 町村。

そのほかは 2 か月の敷金となっております。

そのことを踏まえまして、内部で十分協議したところ、まずは倍の 2 か月というところが妥当ではないかということで、今回 2 か月の改正にさせていただいたところでございます。

また、2 点目の修繕の内容につきまして、今回、条例の方では改正の方を行っておりませんが、修繕の内容につきまして、入居されている方であったり、また、入居の期間によっては修繕内容がかなり異なることがございます。

そのことを踏まえまして、今後しっかりと修繕に対してどこまでが入居者の責によるものなのか、村で持つべきなのか。

そこを明確にするために、内規で修繕内容の項目というのを基準を設けるよう、今取り進めているところでございます。

こちらにつきましても、新年度に入ってから、その基準を照らし合わせながら、退去時はしっかりと村の負担、そして入居者の負担というのを明確にしながら、修繕の方を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） もう一度確認なのですが、敷金の還付に当たっては、大体普通の民間アパートもそうですけれども、退去する場合の修繕費用は、借り主がある程度払って、例えば、クリーニング代ですとか何か直さなければいけないところは、そういうものを差し引いた残額を、敷金はお返ししますよというのが大体の成り立ちかなと思います。

今のお話だと、その還付の基準になる修繕内容を借り主と村できちんと明確化をして、それに照らし合わせて引いた分はお返しするという、そういう理解で良かったかということと、あとは 2 か月の分で全部が賄えるかどうかというのはちょっとわからないのですけれども、今までの傾向として、例えば、1 か月分の敷金で大体賄えていなかったけれども、2

か月だったら大丈夫だというそういう見通しなのかというところだけ、もう一度確認させてください。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 1点目のお話について、還付のお話が私の方から説明が漏れていましたので、そちらの方、改めて補足させていただきます。

先ほど、修繕の基準を設けるということでご説明させていただきましたが、そちらの方と照らし合わせて、入居者の方の負担を敷金から差し引いた分が入居者の還付の金額ということでご理解いただければと思います。

また、近年につきましては、今までは敷金が1か月ということで、なかなか1か月分で修繕料を賄えるという事例はあまりありませんでした。

それは入居者の方の住まれ方にもよるのですが、退去後のクリーニング、水廻りであったりだとか、お風呂場も含めてなのですが、そういうところを清掃するだけで数万円という手数料が発生するということを踏まえたと、なかなか1か月分では賄えないということでした。

これを2か月分にするすることで、すべてがクリアになるかというとなかなか難しい、一律で考えるのは難しいのかなというふうに感じております。

その中で、状況に応じた入居者の負担、そして村の負担というのをしっかりと明確にしながら、今後、維持管理の方を進めてまいりたいと思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

1 番船田議員。

○1番（船田幸一君） 実は最近の広報紙で、公営住宅の募集は1件だったという直近の広報紙なんかを読ませていただきますと、そういうこと書いてありました。

私は非常に気になるのは、これは村の姿勢と公営住宅の家賃というのかな、敷金の関係もそうですけども、移住を促進する観点で物事を考えていったとき、つまり村の理念で考えていったとき、僕は上げるべきものではないと思うのですよね。

なぜかといったら、今の移住促進のために住宅がない方、村に住まわれる方、若年世帯もいるし、様々な世帯も応募される方がいるのかもしれませんが。

たまたま直近では1件しかなかったということだと思いますけれども、なぜ、やっぱり移住を促進するために、観点からすれば、なぜ敷金を上げなければいけないのかという説得力がちょっと足りないのではないかなという思いがしてしまうのです。

これは僕が勝手にそう思い込んでのことなのかもしれません。

しかし、これはやはり、村の姿勢として、村長の考え方として、内部的に十分協議されて、この敷金の設定に至ったのか。

その辺、背景をお尋ねしたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

しっかり内部で協議して、1か月分から2か月分というような形に考えました。

その背景におきましては、課長の方から説明あったとおり、修繕料の年々上がってきております。

これはいわゆる修繕の単価も上がってきているような状況があります。

ですから、いわゆるさっき課長から説明あったように、敷金を1か月分をいただきました。

例えば、家賃が2万円であれば敷金は2万円いただく訳なのですが、この2万円で直

せる範囲というのは限られてきますよね。

いわゆるこれが2倍になれば直せる範囲も広がってくる訳なのですが、結局一般財源で出す部分もあるかと思います。

ただし、居住年数が短い場合については、それに対応する可能性、いわゆる修繕ではなくて掃除、そういったような形で終わる可能性もございますし、ただ、今多いのは、複数年、もう十数年住まわっていて、何らかの理由で退去されたというところは、もう10万円、下手したら数十万円かかるようなところがあります。

この敷金に2月分にしたからといって賄えるような金額では実はないのです。

しかしながら、財源を少しでも確保するために、やはり1月分よりは2月分にした方が、今後の公営住宅を運営していく中で必要な金額であると、財源であるというようなことを踏まえて、今回は1か月分から2か月分に改正をするというような考え方であります。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） ただいま村長のご答弁をいただきまして、概ね理解はできます。

基本的に民間住宅では、敷金については最低でも3か月、多いところでは半年ということになっています。

それで、先ほど課長からは各町村の敷金の割合、金額等を、件数も含めてお話がありました。十分理解できます。

ただ、再度申し上げますが、村の移住促進と今回の値上げ、敷金の値上げについて、本当に整合性が取れるのか。村に対する印象としてどうなのかという部分で、もう少し具体的なお話があれば良かったのかなという思いがしています。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 船田議員の質問に再度お答えさせていただきたいと思います。

これは移住定住とこの公営住宅の運営のこと、私自身としては別に考えたいなというふうに思っています。

やはり移住定住で考えると言いますと、先ほど課長の方から説明あったとおり、2か月、さらには3か月でやっているところがある。

今、船田議員言われたところ、民間では6か月も敷金を払わなければならないということもあるということですので、この移住定住と、今、移住者と、そういったところを中札内村に来ていただくためのこの政策とは別個に考えたいなというふうに思っていますので。

これはやはり、村営住宅の管理をしっかりやっていくために必要な財源というような形で、この課題については考えさせていただきました。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第11号 中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第20、議案第11号、中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、義務教育外となる高等学校等に就学する保護者の経済的負担の軽減を拡充し、高校生活をスタートするにあたり、生徒の学校生活を応援するとともに、教育環境・子育て環境の充実を行おうとするものでございます。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、氏家教育次長。

○教育次長(氏家祐介君) それでは、議案第11号につきまして、補足説明を申し上げます。

川尻村政におきましても、引き続き、高校生年代への支援を継続するものであり、また、新年度から一部拡充を行い、18歳までの子育て環境をさらに充実しようとするものであります。

黒ナンバー15、議案関係資料の39ページをお開きください。

条例改正の新旧対照表でご説明いたします。

右側の改正後の欄をご覧ください。

条例の名称ですが、今回の改正で、中札内村高校生活全力サポート給付金条例と改めます。

第1条の目的の欄をご覧ください。

生徒の高等学校生活等を応援し、という旨を追記しております。

第2条以降の改正については、文言の整理となっております。

次に、40ページをお開きください。

新旧対照表の一番下、附則で施行日につきましては、令和8年4月1日からとしております。

続いて、41ページをご覧ください。

条例改正に伴い、一部拡充のため、施行規則の改正も予定しております。

こちら、規則の新旧対照表の右側の欄をご覧ください。

第2条をご覧ください。

これまで入学祝金としていたものを入学準備金を改め、補助金としての支給目的を明確にし、また、近年の高校入学時の負担費用の増加に対応するため、支給額を5万円から10万円に拡充しようとするものであります。

そのほか、条例の改正に併せて文言の整理を行い、条例と同じく、令和8年4月1日から

の施行といたします。

なお、本条例及び規則の一部改正につきましては、2月18日開催の教育委員会で審議を行い、承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今回、この議案第11号ですけれども、条例の一部改正なのですよね。

今回、規則の方も添付はしていただいているのですけれども、そちらも絡めて審議もさせていただいてよろしいのかどうか。

条例ですと、この最初の方の文言の修正がメインだと思うのですけれども、そちらだけなのか。

それとも規則の方まで踏み込んでいいのかどうか。

その辺ちょっと確認させてください。

○議長（中井康雄君） 休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時29分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

先ほどの宮部議員からの1回目の質問の途中からということで、再度お願いします。

○7番（宮部修一君） 条例の名称の方だけでなく、規則の方までも入らないとなかなか進まないと思いますので、ちょっと規則の方でお聞きしますというか。

今回、今まで入学祝金として5万円を支給をされてきていました。

新年度から入学準備金として、一人当たり10万円の準備金として出したいということなのですが、全員の協議会の予算の概要説明の中でもいろいろ言わせていただきましたけれども、確かに高校生になると入学時あたりお金も、小中よりも比べてかかるということも理解はできます。

しかし今、高校生あたりも毎月の1万円の支援金も出されているというふうに思いますし、また、医療費等も今、高校生まで拡充もされております。

そして今、授業料の方も国の方である程度免除になっているということで、かなり高校生に対しましても、今かなり厚い支援になってきているのではないかなというふうに自分は思っています。

そういう中で、今までまったく入学祝金というか準備金を出していないのであれば、5万円出すというのは私は理解するのですけれども、さらに上乗せをして10万円にすることに関しては、自分としてはそこまで手厚い支援が必要なのかなというふうにちょっと考えるものですから、この条例と、この10万円に関しては少し、どういった根拠でこういった5万円アップになったのかというところをまずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家祐介君） 金額の根拠の部分についてお答えします。

議員おっしゃったように、今、高校生の方も国の方の施策も入ってまして、授業料の無

償化、私立の方も所得制限なしのような形で、今、はじめることとなっておりますが、高校入学時の費用につきましては、制服の価格上昇ですとか、タブレットも今、高校は買わなければいけないですとか、そういうこともありまして、公立高校で入学時にかかる経費として20万円程度、私立高校ではもう少し高く25～30万円程度ということで把握しております。

その中で、現行の5万円ですと、公立高校の場合ですと保護者負担4分の3のところを、今回10万円にすることで、保護者負担2分の1に軽減できるということで5万円ということの拡充の額で設定しております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 新年度予算案の資料等も見えていますと、削れるところは、凍結するところは凍結する、新たに付け加えるものは付け加えるということで、いろいろご努力はされているなというふうに見てはいるのですけれども、確かに今説明あったように、服ですとかタブレットですとか、当初やはりお金はかかるというふうに思います。

しかしやはり、保護者の方々も、ある程度高校、大学となれば、それなりのお金はかかるという心づもりもされているというふうに思いますし、その辺は自分としては、ある程度今までの5万円の祝い金あたりで何とか勘弁していただけないかな。

村の財政状況もかなり厳しいということもございますし、もしくはこの5万円アップにするのであれば、もう少し違ったところにも向けても良かったのではないのかなというふうな考えも自分はあるのですけれども、ちょっとこの10万円という金額に関しては、自分としては理解しがたいといいたいまいしょうか、ここまで厚い支援をしなくても何とかするのはないのかなというふうに自分は考えておりますので、できれば現状の5万円に何とか戻すような、戻すといいたいまいしょうか、現状の金額はどうかなというふうに自分は思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 私の方から、議員に対する質問にお答えしたいと思います。

この令和8年度の予算編成に当たって、いろいろ議論する中で、今回、5万円から10万円というような改正をしたところです。

これは昨年、選挙の中で公約した43施策の中の具現化というのですか、公約の具現化といえますか、の一部、全体的なバランス考えたときに、この部分を拡充すべきかなというところと考えたところです。

いわゆる妊娠から出産、そして子育ての切れ目ない包括的な支援。

そして、子育て支援制度の拡充、学びを支える就学支援制度の充実といった、そういった公約の具現化をさせていただいたところでございました。

やはり義務教育のところで賄えている部分と、義務外教育でかかる分、ここの部分を全体的なバランスを考えたときに、ここのところに拡充すべきではないかという議論のもとに拡充をしてきているというところであります。

それで、具体的な審議になると、予算の中で説明していくことになるかと思いますが、凍結した事業の中に、地元の飲食店の子育て応援委託というところ、誕生日、バースデイに3,000円相当のそういう飲食にかかわるものの応援委託というものをやっております。

これの財源を活用、改めるといいますか、これを改めて高校の就学時の助成金にしてきています。

金額的には概ね同じぐらいの財源であります。

基金の出先は違うのですけれども、基金全体というふうに考えた場合に、財源は一つだとい

うような理解のもとに考えているところです。

その部分を凍結して、この高校修学の一時金にプラスアルファしていると。

そういったようなところで、子育て支援の充実を図ったというような公約の具現化という位置付けにさせていただいた、そんなようなところでございます。

○7番（宮部修一君） 今、村長のお話を聞いていまして、公約の具現化ということで、この細かい名目までは公約の中には入っていなかったのしょうけれども、そのどれかの公約の具現化をしたということで理解もいたします。

あと、そういったバースデイセット辺りを切って、そういったこちらの方へ予算を回したということなのですけれども、一度これ上げてしまうと、やはり中々、幾ら給付金といってもなかなかすぐ切ることにはできないでしょうし、支援金にしても給付金にしてもそうでしょうけども、一度ある程度決めたらずっと何年も続けていかなければならないということもありますので、自分としてはやっぱり、少しでも、もう少し違う方へ回せれるものは回していただきたかったなということでもありますし、ある程度、ほかの町村でもどのぐらいこういった入学祝金みたいなものを出しているか分かりませんが、中々満度に出すということとはできないと思いますけれども、やはり少しでも支援になるということで今まで5万円出してきた訳ですけれども、私はそれぐらいの金額でも何とか保護者の方々は理解していただけるのでないのかなという。

保護者の方にとって、高校1年生になる親にしてみれば、やはり少しでも多い方が良いかもしれませんが、やはりこれはきりがないので。

村としてもやっぱりある程度財源のことも考えながら、その辺はもう少し絞ってもよかったのではないかなというふうに私は思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 今、規則の方にも踏み込むというお話だったので、規則の方で、まず、もともと金額で例えば5万円から10万円増えるというのは、今の支援金の制度でも、額的には規則の方で増やせば、予算さえ付けば支援できるような状況なのですけれども、わざわざ条例の名前を中札内高校生活全力サポート給付金という、こんな名前に変えたといいますか、先ほど入学祝金を入学準備金として支給する用途の明確化をというお話あったのですけれども、この名称の変更に加えて、使い道ですね、その辺りの整理をされて、この条例改正かなと思うのですけれども、もう少し詳しいお話と、あとはその制度の目的ですね。

ただただ、その準備金を出すだけということなのか、若しくは何かそこから発展的に何か考えているようなことがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） それでは、私の方から、今回この制度、村長の公約で示された後に、教育委員会と村長部局の方で調整してきまして、今回こういう条例改正に至った経緯を簡単にお答えをしたいというふうに思っております。

今回、名称変更、今先ほど木村議員がおっしゃったとおり、なぜ名称変更までして行うのかということだったのですけれども、先ほど村長の方から話もありましたとおり、今回、高校生と言いながら、義務教育外と言いながら、義務教育にほぼ準ずる期間といいますか、進学率がほぼ100%になっているというところも踏まえると、この高校生のところにサポートをするといいますか、高校生に対する教育的な支援と、あともう一つ先ほど村長が話をしていた、今、現行子育て支援の対象年齢は18歳までとなっておりますので、18歳までを考えたときに、トータル的に支援が必要、そういった意味で今回、名称変更も含めて高校生

の生活といたしますか、学校生活を村としてどうやって支えていくかという観点で考えたときに、今回、今まで入学祝金という名称を使っていましたけども、ここは子育て支援の観点も含めて名称を入学準備金ということで、入学時にかかる費用の、先ほど教育次長の話にありましたけども、2分の1相当を支給すると。

もう一方の育成支援金の方は、サポート給付金、もともと経済支援あるいは通学支援、そういう意味合いでこの間出している部分ですけども、その部分についても今回、ちょっと名称を改めたという趣旨でございます。

そういった観点で、今回条例改正案を提案させていただいているというところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） この件に関して、私から三つのことをお尋ねしたいと思います。

一つは、この条例をご提案されるに当たって、十勝管内の高校、帯広を想定しているのか、十勝管内全町を想定しているのか、道内全域を想定しているのかということ。

これが一つ。

もう一つは、私の学校、私学と、それから公立の学校との、この辺の差異についてはどういう検討をされたのか。

それから最後のもう1点は、返還義務を負う条例になっていないのですけれども、この件については交付しっぱなしということで、条例に抵触するような行為が見られたときにはどういうふうに対応されるのか。

それはすべて善意で、善良なる管理者をご両親に求め、あるいは生徒に求め、この制度を運用していくということになっているのかどうか。

その辺について、この三つについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家祐介君） 今、三つご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、1 番目の高校の立地の部分と、2 番目の公立・私立の部分についてですが、そこは特に差はなくつくっております。

これまでもそのようにしてきております。

また、3 点目の返還義務のところにつきましては、基本的に条件が住所要件になっておりますので、転出されて対象外になったときには、支給のたびに確認しておりますので、対象外になったときには支給しないという形になっております。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 幅が相当広いと思うのですね。

学問の自由ということもありますので、これに制約を設けるといのはなかなか社会的な問題も発生しますし、いろんな思いがあろうかなと思います。

ただ、やはり制度として、条例として制定するのであれば、やはり細かな部分、条例で書ききれない部分があるのだとすれば、新たな規則を設けるなり附則なりを設けるなりして運用していくというのが妥当なやり方かなと思いますね。

大雑把に金額まで全部明示していくということになりますと、どうしても悪意はないにしても、善良な管理者たる親御さんそれぞれに期待をするということにほかならないと思うのです。

制度としては善意という思いが伝わってきます。

分かります。

しかし、その辺やっぱり、他社、つまりほかの方々、住民、村民に納得できるような形でフォローアップできるものであるならば、そういう形を望みたいと思います。

その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） 今の船田議員のご質問なのですが、基本的にこの育成支援金、もともと育成支援金条例というところで条例を定めていて、ただ、船田議員おっしゃっていたとおり、条例本文に、例えば具体的な金額とかは、細かな部分は謳っていないで、そこは規則の方に委任している形で、今回、添付資料で規則の方も付けさせていただいていますけれども、規則の方に委任している形になっています。

基本的な条例のつくりは、これまでも、条例で本来であれば、細かなところまで規定するべきところもあるのかもしれないですけども、村としては運用、いろんな問題もあったりするところもあるものですから、その部分については規則に移行して運用してきているというところでございます。

なので、船田議員がおっしゃっていた条例と規則の関係といたしますか、そこもこれまでも村としては、この条例に関しては同様のやり方でやってきているというふうに認識しているのですけども。

もし回答違ったら改めて質問をお願いします。

○1番（船田幸一君） 決して異論を申し上げているつもりではないのですね。

ただ、運用していく中において、いろいろな問題が発生するのかなという私のある意味心配ごとです。

ただ、村としても、先ほど私申し上げたように、それぞれ善良な管理者の気持ちで進められていると思いますので、これ以上は申し上げることはないので、その辺が村民に納得していただけるように、これからも対応していただきたいという気持ちで質問させていただきました。

○議長（中井康雄君） ご意見として伺いしたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

それではこれで質疑を終わります。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号、中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第12号 中札内村堆肥化処理施設に係る指定管理者の指定について

○議長（中井康雄君） 日程第21、議案第12号、中札内村堆肥化処理施設に係る指定管

理者の指定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨について、ご説明を申し上げます。

本案件は、中札内村堆肥化处理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、平澤産業課長。

○産業課長（平澤悟君） それでは、議案第12号、堆肥化处理施設に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー7番、議案の43ページをお開きください。

議案第12号、堆肥化处理施設に係る指定管理者の指定についてであります。堆肥化处理施設の指定管理者として、有限会社中島機械センターを、令和8年4月から10年間指定しようとするものであります。

中島機械センターは、平成18年から施設の管理を行っており、中島地区を中心とする農作業受託会社で、家畜ふん尿、堆肥化に関する作業に精通していることや、良質な堆肥を製造し、畑作農業者からの評価も高いことから、引き続き、公募によらないで選定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今の指定管理者に継続して10年間やっていただけたということで、大変ありがたく思うのですが、今回の改定に、当初、指定管理委託料の案件について議論されたかどうかという、されていないですね。

その経緯というのですか、なぜそうならなかったのかというのが一つ、もう一つは、10年間農協さんから寄附金をいただけるというお話ですが、それは定額なのか、それとも今後の情勢によっては変動ありうるのか。

その点教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平澤産業課長。

○産業課長（平澤悟君） 今、戸水議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

まずはじめ、1点、委託業務にならなかった、検討しなかった経緯ということなのですが、これまで堆肥化处理施設につきましては、直接堆肥の代金を直接中島機械センターに、それでやられたというところで、今後もその関係で中島機械センターとも協議が整いましたので、このような形でそれはさせていただいたところでございます。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） 先ほど戸水議員の2問目の質問で、寄附金か何かの話も一緒にされていたと思いますが、寄附金の話はどちらかというと指定管理の指定というよりも、予算案、相対的な村の事業の予算案という形になりますので、そちらの方でまたご質問いただき、こちらの方も答弁させていただければというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第 12 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 12 号、中札内村堆肥化処理施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第 9 条第 2 項の規定を適用して、午後 5 時以降も延長したいと思います。

この後も説明で約 1 時間かかりますので、どう見ても 5 時に終わりそうにもありません。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は午後 5 時以降も延長することに決定いたしました。

◎日程第 22 議案第 13 号 令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第 23 議案第 14 号 令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第 24 議案第 15 号 令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第 25 議案第 16 号 令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第 26 議案第 17 号 令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

◎日程第 27 議案第 18 号 令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 22、議案第 13 号から、日程第 27、議案第 18 号までの令和 7 年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただいま、一括議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1,003 万 9,000 円を追加し、総額を 61 億 1,335 万 3,000 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ378万2,000円を減額し、総額を5億6,753万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ174万円を追加し、総額を3億8,794万3,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ157万円を追加し、総額を8,771万1,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的収入及び支出については、収入に624万9,000円を追加し、支出から23万3,000円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出については、収入から540万円を減額し、支出から194万円を減額するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきましては、収入に85万9,000円を追加し、支出から110万9,000円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出については、収入から9,182万7,000円を減額し、支出から7,913万円を減額するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（中井康雄君） では、補足説明、お願いいたします。

はじめに、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第13号、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー9番の一般会計補正予算書、30ページをお開きください。

はじめに、歳出の主なものについて説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね100万円以上の増減の補正について説明申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入費の減額については、100万円以上であっても、入札等による契約金額の確定による減額は説明を省略させていただきます。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、減債基金積立748万7,000円の追加は、今年度、追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費分は、令和8年度及び令和9年度の普通交付税から減額されることから、今後の臨時財政対策債の償還費に充てるため、積み立てるものです。

その下段、退職手当組合負担金100万円の追加は、勤務年数2年目のフルタイム会計年度任用職員から、退職手当組合へ加入することになり、その負担金を遡及して2年分納める必要があるため増額するものです。

次に、31ページをご覧ください。

3目財産管理費、説明欄中段、宅地分譲地造成工事1億1,446万1,000円の追加は、解体撤去した泉団地跡地を20区画の宅地分譲地として造成工事を行うものです。

なお、議案関係資料の43ページに、区画平面図を掲載しておりますのでご参照ください。

その下段、7目電子計算費、説明欄最下段、住民基本台長システム改修委託107万3,000円の追加は、戸籍附票への旧氏記載対応などのシステム改修を行うものです。

なお、特定財源として、社会保障税番号制度システム整備費補助金107万2,000円を追加しております。

次に、32ページをお開きください。

説明欄上段、総合行政システム改修委託144万9,000円の減額は、固定資産税や軽

自動車税の関連法施行時期が後ろ倒しになったことから、システム改修を見送ったものです。

その下段、ガバメントクラウド運用管理補助委託１２３万２，０００円の減額は、標準準拠システムのすべての移行完了が年度末にずれ込むことから、委託料を全額減額するものです。

次に、３５ページをお開きください。

２款総務費、１項企画費、３目まちづくり推進費、説明欄上段、地方で働き隊員報酬１１５万２，０００円の減額は、６人分の予算に対して、３人の実績により減額するものです。

次に、３８ページをお開きください。

２款総務費、１項、１目戸籍住民費、説明欄最下段、戸籍附票事務システム標準化共通化改修委託１３２万円の減額は、法律施行時期の後倒しにより、戸籍附票証明書への旧氏記載機能については、改修を見送るため減額するものです。

なお、特定財源のデジタル基盤改革支援補助金を同額減額しております。

次に、４３ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、説明欄中段、介護職等支援事業補助金１２０万２，０００円の減額は、１０人分の予算に対して、３人の実績により減額するものです。

なお、特定財源の福祉基金繰入金を併せて減額しております。

次に、４４ページをお開きください。

２目老人福祉費、説明欄上段、高齢者民間バス交通費１３８万５，０００円の減額は、利用回数の減少によるものです。

なお、特定財源の福祉基金繰入金を同額減額しております。

次に、４５ページをご覧ください。

３目障がい者福祉費、説明欄中段、南十勝こども発達支援センター負担金４００万４，０００円の減額は、職員の欠員等により減額するものです。

その下段、介護給付費９０４万６，０００円の追加と、一つ下段の訓練等給付費３９８万１，０００円の追加は、重度訪問介護サービスや就労継続支援などの利用増加によるものです。

なお、特定財源の国及び道の負担金を併せて補正しております。

次に、４６ページをお開きください。

４目社会福祉医療費、説明欄中段、公費別重度心身障がい者医療費１９３万８，０００円の減額は、医療実績及び今後の執行見込みにより減額するものです。

なお、特定財源の道補助金を併せて減額しております。

４８ページをお開きください。

７目後期高齢者医療費、説明欄上段、保険基盤安定繰出金１８２万１，０００円の減額は、額の確定により減額するものです。

なお、特定財源の道の保険基盤安定拠出金を併せて減額しております。

次に、４９ページをご覧ください。

３款民生費、２項、１目児童福祉費、説明欄上段、低所得者支援等臨時特別給付金３８１万円の減額は、定額減税を補足する給付額の確定により減額するものです。

なお、特定財源の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を併せて減額しております。

次に、５０ページをお開き下さい。

３目中札内保育園費、説明欄中段、会計年度任用職員報酬１４８万４，０００円の減額は、

パート職員の勤務状況を見込み減額するものです。

次に、51ページをご覧ください。

説明欄上段、会計年度任用職員人件費400万3,000円の減額は、フルタイムの保育士1名が退職したことにより減額するものです。

次に、52ページをお開きください。

5目児童措置費、説明欄中段、児童措置費359万6,000円の減額は、村在住児が村外の教育保育施設等を利用する実績が見込まれないため減額するものです。

なお、特定財源の国・道補助金を併せて減額しております。

次に、56ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄中段、予防接種業務委託315万6,000円の減額及び下段の新型コロナ定期接種ワクチン業務委託100万6,000円の減額は、接種実績及び今後の接種見込みにより減額するものです。

次に、57ページをご覧ください。

7目合併処理浄化槽事業費、説明欄下段、合併浄化槽設置補助金287万円の減額は、7人槽4基分の予算に対して、5人槽1基の実績により減額するものです。

なお、特定財源の国庫補助金を併せて減額しております。

次に、59ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働対策費、説明欄上段、失業対策費の会計年度任用職員報酬167万5,000円の減額は、参加者の減少と悪天候により、作業日数が減ったことによるものです。

なお、特定財源の豊かな環境等創生基金繰入金を併せて減額しております。

次に、60ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄下段、食と農業農村振興基金積立100万円の追加は、十勝農業協同組合連合会からいただいたレンダリング環境対策寄附金を積み立てるものです。

次に、61ページをご覧ください。

説明欄最上段、元気な農業サポート事業補助金155万5,000円の減額は、事業費の確定見込みより減額するものです。

なお、特定財源の食と農業農村振興基金繰入金を併せて減額しております。

次に、62ページをお開きください。

4目土地改良事業費、説明欄中段、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金230万円の減額は、負担額確定によるものです。

なお、特定財源の道補助金及び受益者負担金を併せて減額しております。

次に、65ページをお開きください。

6款農林業費、4項林業費、3目村有林管理費、説明欄下段、村有林整備工事588万5,000円の減額は、伐採の施業期間が延びたことにより、今年度の地拵えが実施できなかったことによるものです。

次に、66ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金732万6,000円の減額は、申請者の事業変更等によるものです。

なお、特定財源の商工業振興基金繰入金を併せて減額しております。

次に、最下段の22節償還金利子及び割引料の返還金7万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した中小企業新型コロナウイルス対策

基金が今年度末をもって廃止となることから、利子を含めた残金を次年度に繰り越して、全額国庫へ返還するものです。

次に、70ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目除雪対策費、説明欄中段、除雪委託5,596万円の追加は、出勤実績と見込みにより増額するものです。

次に、72ページをお開きください。

8款土木費、5項住宅費、1目建築総務費、説明欄最下段、移住支援金160万円の減額は、北海道UIJターン新規就業支援事業の3件分の予算に対して、1件の実績により減額するものです。

なお、特定財源の地方創生推進交付金を併せて減額しております。

次に、74ページをお開きください。

4項公営住宅建設費、説明欄中段、公営住宅改修工事その2、2043万8,000円の追加は、次年度に実施予定だったあすなろ団地ストック改善工事及び上札内東団地ストック改善工事について、国からの交付金が前倒しで採択されたことから予算計上し、次年度へ繰り越すものです。

なお、特定財源として、社会資本整備総合交付金その2、738万円と、公営住宅建設事業債その2、1,240万円を追加しております。

次に、77ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄上段、会計年度任用職員報酬273万8,000円の減額は、学習指導員人件費の一部が道費の対象となったことから減額するものです。

次に、79ページをお開きください。

10款教育費、2項学校給食共同調理場費、2目業務費、説明欄下段、会計年度任用職員報酬414万2,000円の減額は、給食調理員及び事務補助員の欠員により減額するものです。

次に、85ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、2目施設管理費、説明欄最上段、屋外運動場照明撤去工事122万4,000円の減額は、札内川総合運動公園パークゴルフ場照明の基礎部分の撤去が今年度を実施できなかったため減額するものです。

次に、86ページをお開きください。

3目社会教育振興費、説明欄上段、文化振興奨励事業補助金210万円の減額は、音まちプロジェクトやこどもアート事業費の確定により減額するものです。

その下段、会計年度任用職員報酬92万2,000円の減額は、野球部の部活動指導員を予定していましたが、調整がつかず任用に至らなかったことによるものです。

次に、89ページをお開きください。

13款諸支出金、1項、1目特別会計繰出金、説明欄下段、国民健康保険会計繰出金169万8,000円の減額、介護保険会計繰出金104万5,000円の追加、後期高齢者医療会計繰出金83万8,000円の減額は、給付費や事務費などの補正額を特別会計と調整するものです。

次に、90ページをお開きください。

13款諸支出金、2項、1目公営企業繰出金、説明欄の公共下水道事業負担金416万1,000円の減額は、基準内繰出となる雨水処理費などの収益的収支への繰り出し額確定により減額するものです。

その下段の公共下水道事業出資金3,481万4,000円の減額は、資本的収支の赤字補てん分への繰出額確定により減額するものです。

次に、91ページをお開きください。

給与費明細書について、特別職の表ですが、比較覧のその他の特別職10人減は、選挙における開票立会人の減少で、報酬130万6,000円の減は、各種委員の実績によるものです。

次に、92ページをご覧ください。

一般職総括表の比較覧の報酬1,474万4,000円の減額は、会計年度任用職員の雇用実績及び欠員等により減額するものです。

次の給料300万9,000円の減額及び職員手当197万2,000円の減額の主な理由は、フルタイム会計年度任用職員の退職によるものです。

以上が人件費の補正となります。

次に、戻っていただきまして、12ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

上段、1項村税、1項村民税、1目個人村民税、1節現年課税分2,912万円の追加は、給与所得の見込額が上回り、課税額が増加したことによるものです。

また、2目法人村民税、1節現年課税分606万3,000円の減額は、物価高騰や設備投資による経費増加に伴う収益減などによるものです。

その下段、2項、1目固定資産税、1節現年課税分1,077万3,000円の追加は、償却資産の増によるものです。

次に、13ページをご覧ください。

上段、4項、1目たばこ税、1節現年課税分108万円の減額は、当初見込みより売り渡し本数が減少したことによるものです。

その下段、9款地方特例交付金、2項、1目新型コロナウイルス感染症対策、地方税減収補てん特別交付金791万9,000円の追加は、コロナ特例による固定資産税の課税標準の減少補てんによるものです。

その下段、10款、1項、1目地方交付税の普通交付税1億527万1,000円の追加は、令和7年度普通交付税の再算定による追加交付分9,086万円を追加するとともに、補正額の財源調整を行うものです。

次に、15ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、1節村営住宅使用料371万3,000円の追加は、村営住宅及び特定公共賃貸住宅における入居実績及び今後の入居見込みにより増額するものです。

次に、17ページをお開きください。

下段、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、4節デジタル基盤改革支援補助金688万5,000円の減額は、標準化システム移行にかかわる費用の減額によるものです。

その下段、5節地方創生臨時交付金743万3,000円の追加は、低所得者支援等臨時特別給付額の確定により減額する一方で、物価高騰対策として、学校給食費や保育園副食費の負担軽減及び住宅リフォーム支援事業の省エネ改修費助成に充当するため追加するものです。

次に、18ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、3節母子保健衛生費補助金

188万8,000円の追加は、こども家庭センター開設に向けての準備費用に対する補助金を増額するものです。

その下段、4目土木費国庫補助金、2節道路メンテナンス補助金471万3,000円の減額は、橋りょうの補修点検業務の事業費確定により減額するものです。

次に、22ページをお開きください。

最上段、15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金、14節森林環境保全整備事業補助金286万5,000円の減額は、西札内林業専用道整備工事費の確定により減額するものです。

その下段、6目土木費補助金、2節住まいのゼロカーボン化推進事業補助金114万円の追加は、住宅リフォーム支援事業の省エネ改修費の増加に伴い、道補助金が増額となるものです。

次に、24ページをお開きください。

中段、16款財産収入、2項、1目財産売払収入、立木売払収入586万9,000円の減額は、良質な材にならない天然林が多かったことなどによるものです。

その下段、17款、1項寄附金、1目特別寄附金の企業版ふるさと応援寄附金100万円の追加は、ホクレン農業共同組合連合会から、農業振興に対する寄附をいただき、また、その下段の元気な農業サポート事業寄附金127万8,000円の追加は、中札内村農業協同組合から寄附をいただき、いずれも元気な農業サポート事業に充当して活用させていただきます。

次に、27ページをお開きください。

下段、20款諸収入、6項、1目、5節雑入のいきいきふるさと推進事業助成金268万円の追加は、七色献立プロジェクトや移住定住促進事業、グルメライド事業の事業費確定により追加するものです。

その下段、保健・介護一体的実施推進事業733万6,000円の追加は、事業にかかわる人件費の対象者変更及び増員により交付金が増額したものです。

次に、戻っていただきまして、7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正ですが、上段は宅地分譲地造成工事ほか5事業を追加し、下段は道の駅屋外物産販売所等塗装等工事について、事業費を減額して予算を繰り越すものです。

次に、8ページをご覧ください。

第3表の債務負担行為補正ですが、上段の追加は、診療所指定管理の10年契約に伴う委託料限度額と、中島農業センター、道の駅関連施設、地域集会所の指定管理の5年契約に伴う委託料限度額を追加するものです。

また、大規模草地育成牧場の指定管理委託料その2については、管理経費の増加により、令和8年度の限度額を追加するものです。

下段は、6事業について、契約額等の確定により、限度額を変更するものです。

次に、9ページをお開きください。

第4表の地方債補正ですが、上段の追加は、あすなろ団地ストック改善工事及び上札内東団地ストック改善工事の公営住宅建設事業債を追加するものです。

下段は、記載しております五つの起債区分13事業について、事業費の確定により、借入額に合わせて限度額を変更するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） それでは、黒ナンバー10番、国民健康保険特別会計補正予算

書をご用意いただきたいと思います。

歳入歳出とも、概ね30万円以上のものを抜粋し、歳入予算から説明させていただきますので、6ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税全体の補正額は124万7,000円の減額となりますが、当初賦課額を確定した以降、毎月の被保険者異動等を加味し、年度末における収入見込額として、それぞれ各節課税区分ごとに追加減額をするものです。

ページ下段、2款道支出金、1項、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金127万4,000円の減額以下、2節、説明欄、保険者努力支援分及び特別調整交付金の減額、道繰入金及び特定健康診査等負担金の追加は、それぞれ本年度の事業実績に応じた交付申請を行い、北海道からの交付見込額として概ね確定いたしましたので、今回補正を行うものです。

次に、7ページ下段、4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、1節事務費負担分169万8,000円の減額は、各種事業の実績に応じた調整を行うもので、2節以降の保健基盤安定繰入金は、国保税の軽減など、ルールに応じて、国・道・村が財政負担するものですが、それぞれ負担額の確定により、一般会計繰入額の調整を行うものです。

次に、8ページ上段、2項、1目基金繰入金244万6,000円の増額は、国民健康保険税及び各種事業等の確定と今後の見込みにより、基金の取り崩し額を調整するものです。

続いて、歳出の説明を行いますので、9ページをお開きください。

ページ上段、1款、1項、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金102万2,000円の減額は、標準化システム移行に伴う契約金額確定により減額するものです。

次に、10ページをお開きください。

ページ下段、2款、1項、2目一般被保険者療養費107万円の減額は、療養費の実績と見込みにより減額するものです。

なお、11ページ以降の歳出につきましては、保険給付費納付金各種事業等の実績と見込みにより追加減額するものでございます。

これで国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の補正予算書を説明いたしますので、黒ナンバー12番、補正予算書の6ページをお開きください。

こちらから歳入側から説明をいたします。

上段、1款、1項後期高齢者医療保険料は、現在の調定額と収入見込により、特別徴収保険料は、滞納繰越分を含めて501万3,000円を追加し、普通徴収保険料は、滞納繰越分を含めて86万3,000円を減額するものでございます。

ページ中段、2款繰入金、1項、1目一般会計繰入金265万7,000円の減額は、実績と見込みによる算定結果から、1節事務費繰入金及び2節保険基盤安定繰入金の減額を行うものです。

続いて、歳出の説明を行いますので、7ページをお開きください。

ページ下段、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、事務費等負担金51万4,000円の減額及び保険料等負担金233万1,000円の追加は、広域連合に納付すべき額の見込みで、それぞれ調整を行うものです。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

黒ナンバー11番、介護保健特別会計補正予算書をご用意ください。

歳入歳出とも概ね30万円以上のものを抜粋し、歳出予算から説明をさせていただきますので、16ページをお開きください。

ページ上段、4款地域支援事業費、2項、1目介護予防生活支援サービス事業費、説明欄、18節負担金補助及び交付金58万円の増額は、要支援1、2の方を対象とする訪問型サービス及び通所型サービスの利用見込みの増によるものです。

次に、17ページ下段、4項、1目、説明欄、包括的支援任意事業45万7,000円の減額は、主に成年後見法定後見制度を利用する該当者がなかったことによるもので、11節役務費12万1,000円及び19節扶助費の成年後見人等報酬助成33万6,000円を減額しています。

次に、18ページ中段、5款基金積立金、1項、1目介護保険事業基金積立金、説明欄、積立金、介護保健事業基金積立187万7,000円の追加は、歳出予算の執行見込みにより歳入に余剰が生じることから、今後想定される給付費の増加に対応できるよう計上するものです。

次に、6ページの歳入をご覧ください。

ページ上段、1款介護保険料、1項、1目第1号被保険者介護保険料、説明欄、第1号被保険者介護保険料現年度分347万2,000円の増額は、65歳以上の被保険者の増加及び所得段階の高い方が見込みよりも多かったことによるものです。

その下、2款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金、説明欄、介護給付費負担金現年度分962万8,000円及びページ下段、2項、1目調整交付金、説明欄、調整交付金現年度分120万6,000円の増額は、歳出側の介護給付費等を規定の割合に介護給付費等を規定の負担割合に応じて再調整を行い、本年度における見込額として今回補正を行うものです。

その下、2項、2目地域支援事業交付金、説明欄、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業現年度分85万3,000円の減額及びその下、地域支援事業交付金総合事業以外現年度分13万7,000円は、本年度における見込額を減額しています。

次に、7ページをご覧ください。

2項、5目事業費補助金、説明欄、システム改修費補助金は、当初改修に係る所要額として、内示額を計上しておりましたが、内示額の2分の1の国庫補助と示されたため、56万5,000円を減額しております。

次に、7ページ中段、3款道支出金、1項、1目説明欄、介護給付費負担金現年度分350万3,000円の減額、以下、8ページ上段、4款支払基金交付金は、歳出側の介護給付費等規定の割合に応じて再調整を行い、本年度における見込額として、今回補正を行うものです。

ページ下段、6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正総額104万4,000円の増額は、説明欄、介護給付費繰入金現年度分2万6,000円の減額、以下、目的別に一般会計からの繰入額を調整するものです。

9ページ上段、中列、4節その他一般会計繰入金、説明欄、事務費繰入金91万7,000円の増額は、システム改修に係る国庫補助金の減額補正のほか、歳出側の補正により調整するものです。

最後に、9ページ下段、7款繰越金、1項、1目繰越金79万2,000円の追加は、予算額に対する収入済額の差額を計上するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） それでは、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算であります。

黒ナンバー 13 番、簡易水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。

まず、1 ページ及び 2 ページに、第 1 条の総則から、第 5 条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正までを定めております。

続いて、3 ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

3 ページ及び 4 ページに、収益的収入及び支出。

5 ページ及び 6 ページに、資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、17 ページから 22 ページまでの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により、補正概要をご説明申し上げます。

また、概ね 50 万円以上の追加補正及び減額補正について説明を申し上げます。

17 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。中央部左側の補正予定額の欄をご覧ください。

1 款簡易水道事業収益、10 項営業収益、1 目給水収益 64 万 9,000 円の追加及び 2 目営業用水収益 3 万 2,000 円の追加は、水道使用料及び営農用水使用料の双方ともに使用水量の増によるもので、要因として、連日 40 度に迫る猛暑日が記録されるなど、平均気温が例年よりも高かったことと分析しております。

次に、18 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出であります。

1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、10 目原水及び浄水費 10 万 5,000 円の減額は、予算執行に伴う旅費、委託料執行残、手数料及び報酬等の減額によるものであります。

次に、11 目配水及び給水費 15 万 8,000 円の減額は、予算執行に伴うメーター購入費、メーター取替工事等の額確定により減額を行うものであります。

なお、減額理由につきましては、メーター器購入及び取替工事に対し、指定業者との見積合わせを実施した結果、購入単価や工事請負費が減額になったものであります。

次に、12 目営農用水管理費 6 万 4,000 円の減額は、予算執行に伴う旅費、薬品費、報酬及びメーター購入費等の確定により減額を行うものであります。

次に、20 ページをお開きください。

2 項営業外費用、12 目消費税及び地方消費税 3 万 8,000 円の増額は、年度末に本年度の見込み消費税額を支出する必要が発生したことから、増額補正にて対応しようとするものであります。

次に、21 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入であります。

1 款簡易水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目簡易水道事業債 440 万円の減額及び 4 目辺地対策事業債 100 万円の減額は、本年度執行の工事契約額確定に伴い、併せて、起債対象額が確定したことによるものであります。

次に、22 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出であります。

1 款簡易水道事業資本的支出、1 項建設改良費、10 目管渠建設改良費 19 万 4 千円の減額は、工事請負費において競争入札の執行に伴い、契約額が確定したことによるものであります。

次に、戻っていただきまして、7ページから12ページまでを給与費明細書。

13ページには、補正予算キャッシュフロー計算書。

14ページ及び15ページには、補正予算予定貸借対照表を記載するとともに、16ページには、補正予算予定損益計算書を記載しておりますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で簡易水道事業会計の補足説明を終わります。

次に、公共下水道事業会計の補正予算であります。

黒ナンバー14番、公共下水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

まず、1ページ及び2ページには、第1条の総則から、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正までを定めております。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

3ページ及び4ページには、収益的収入及び支出。

5ページ及び6ページには、資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、13ページから17ページまでの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により補正概要をご説明申し上げます。

また、概ね50万円以上の追加補正及び減額補正についてご説明申し上げます。

まず、13ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料466万8,000円の追加は、簡易水道給水収益の増に併せて、増加によるものであります。

次に、2項営業外収益、2目他会計負担金416万1,000円の減額は、一般会計からの基準内繰入金である雨水処理、不明水処理、高資本費元利償還及び分流式下水道費等を精査したものであります。

次に、14ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出であります。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、10目処理場費40万2,000円の減額について、内訳としまして、水質改善薬剤である沈降剤を計上する薬品費が、微生物の活性化による水質改善が図られたことから、当初使用量よりも減少を見込み、91万円を減額するものであり、また、先ほどの微生物活性化により、脱水回数が増えたことから、電気量が51万円増額しました総額によるものであります。

続いて、同ページ最下段、2項営業外費用、10目支払利息及び企業債取扱諸費59万8,000円の減額は、下水道工事を行う際の起債額が確定したことに伴う利息額の確定によるものであります。

次に、16ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債、1目公共下水道事業債1,360万円の減額は、浄化センター更新工事実施設計が、新技術の導入検討により、設計部門の年度内実施を見送ったことから、当初予定していましたが対象起債額を減額するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目交付金4,341万3,000円の減額は、社会資本整備総合交付金について、年度内の実施再検討による業務見送り及び契約額確定に伴い、当初見込んでいた予算額により減額交付になったものであります。

次に、3項支出金、1目一般会計支出金3,481万4,000円の減額は、一般会計か

ら基準外繰入金について、当初見込んでいました予算額よりも減額するものであります。

次に、17ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、10目管渠建設改良費116万5,000円の減額は、泉団地分譲地の委託契約額の確定に伴う減額を行うものであります。

また、11目処理場建設改良費7,788万円の減額は、新技術導入の検討による年度内での実施見送りを受け、依頼先であった下水道事業団の負担金減額を行うものであります。

次に、戻っていただきまして、7ページから8ページまで、給与費明細書。

9ページには、補正予算キャッシュフロー計算書。

10ページ及び11ページには、補正予算予定貸借対照表を記載しておりますとともに、12ページには、補正予算予定損益計算書を記載しておりますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で公共下水道事業会計の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お疲れでしょうが続けさせてもらいます。

議案第13号から議案第18号、これらの6件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 黒ナンバー9番、中札内村一般会計補正予算の方で何問か質問をさせていただきます。

35ページ、地方で働き隊員報酬115万2,000円の減額ということで、内容については、6人分の予算のうち3人分の実績ということでご説明ございましたけれども、昨年に比べるとかなり実績が落ちている印象でして、令和4年からでしたかね、実施を始めて、毎年何人か利用があったと思います。

もともとの事業の目的というのは、若い人材が中札内に来ていただいて、住みながら地方に移住を考えていただいたり、交流人口や関係人口の創出ということでやられていたかと思いますが、これだけのちょっと実績がかなり減ってきているので、この事業の成果をどういうふうに整理して、今分析されているかということについてをお伺いをいたします。

44ページの扶助費、高齢者民間バス交通費138万5,000円の減額についてです。

印象としては、登録者数や実際に利用されている人は増えているのかなという印象だったのですが、今回ちょっと減額している額が多いものですので、利用実績の推移は今どういうふうになっているのかということと、あとはこの事業始まった当初は、一緒に乗って、十勝バス乗って一緒に体験してみたりとか、老人クラブでちょっとこういった案内をしたりとか、あとは広報にも毎年7月号ぐらいに記載したりとかして、一応PRはしているかなと思うのですが、その後ちょっと減っているのか、どういう形で今周知の方法がなされているのかということについて聞きたいと思います。

あとは72ページ、既存住宅耐震改修等事業補助金33万円の減額です。

こちらは当初予算の額がそのまま減額になっているということで、補助金を利用しながら耐震改修をできるよという補助金だと思うのですが、利用者がいなかったからそのまま減額されたのだなということで理解はしていますが、中札内村は地盤が良いので、あまり地震についてそれほど心配しなくても良いのかなというふうに思っていたのですが、昨年結構大きな地震がありまして、あまりちょっとこれ楽観視はできないのかなって

自分でも感じたところです。

それで、これ1件分ですかね。

予算見ていると思うのですが、この対象になる木造住宅ですか。

昭和56年5月31日以前に着工されて、木造住宅だということで、こういったような住宅が実際に中札内にどれぐらい今あるというふうに把握されているのか。

もし利用がここ数年ないのであれば、そういった方に、例えば使っていただくとか、何かこちらからアプローチする方法があるのか。

リフォーム支援金と併せてですね。

そういった何か周知の方は今までされてきているのか。

それについて伺います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、地方ではたらき隊員報酬の減額について、どのような成果、まとめをしているかということについてお答えいたします。

まず、この地方で働き隊員報酬は、おっしゃるとおり、令和4年度から本村では導入をしまして、2週間以上の期間で、主に首都圏である大学生を中心に村に来ていただいて、村の生活を体験していただくという制度で運営してまいりました。

ただ、こちら何年か運営にするに当たって課題もありまして、応募者のほとんどが大学生ということでありましたので、大学生となると長期の休暇、夏休みと主に春休みになるのですが、そこでの募集が集中するということところがまずあって、こちらとしても固定のミッションというか任務が、こちらで用意している訳ではなかったもので、その都度大学生と面談をして、どういった仕事に興味があるのかということ聞きながら、村でできる業務をこちらから探して担っていただいていたというところで、大学生が短期間に集中、夏休みとかに集中して、それがこちらとしても任務を用意するというのがなかなか難しいというところもありました。

それから、もうすでに今ですと大学3年生の時点で既に就職が内定しているという方も多かったので、改めてその後村に就職を考えていただけるというところまではちょっと行けなくて、2週間村で働いていただいて、そのまま任務終わって帰っていくというのがちょっと多かったということもありまして、本年度につきましては、受け入れを3名ということでちょっと絞って受け入れをしてきたところです。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、私の方から2点目の民間バスの利用の状況についてお答えしたいと思います。

登録をされている方は増えているのではないかとということで、そのとおりでございまして、登録されている方は、令和4年度284名で、令和7年度末では、今登録者は314名ほどとなっています。

利用実人数ですけれども、令和4年度では137名だったのが、令和6年度も152、令和7年度1月末でも153ということで、利用人数については横ばいかなというふうに理解をしております。

ただ、利用枚数といいますか、お一人の方が利用される延べ枚数的には、令和5年度から比較しても下がってきておりまして、お一人の方が頻回に利用されていたのですが、その方が利用されなくなったという影響もありまして、全体としては、予算的には減額というふうになってきております。

周知の方なのでありますが、昨年度までは実際にはボランティアさんと一緒に体験をし

たりということをやってきましたけれども、ある程度登録者数も維持されてきていましたので、今年度についてはそれは実施していないのですが、広報等で継続して周知等はこの後もしていきたいなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 私の方からは、既存住宅耐震化事業の補助金のお答えさせていただきます。

こちらの補助金なのですが、木造住宅に係る耐震化を有しているかどうかの調査費の補助金になってきます。

こちら、予算33万円ということで、当初予算1件分の補助を見ておりましたが、今年度、その実績が見込まれないことから、0件ということで全額落としているところでございます。

本村におきまして、木造住宅において、耐震化を有していない住宅の件数なのですが、正確なところは本課でも把握しかねているところでございます。

ある程度、村内にまだ一定程度の件数はあると思われるのですが、こちらの方、引き続き広報等を用いまして、今までも広報等でPR、周知の方を図ってきたのですが、来年度につきましても引き続き広報等を用いながら、広くPR、周知の方を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） ご答弁いただきました。

地方で働き隊員の報酬の方は、3人に絞っての受け入れだったということで、もともとそしたら6人分ではなくて、あえて3人に絞ったという、そういうことですかね。

応募はたくさんあったけれども、時期的に集中するので、3人に絞ったというふうに私はちょっと受け取ったのですが、そういう理解で良かったのかどうかですね。

次の年度としては、もう凍結という判断になっていますので、予算的には。

なので、あまり効果的にはそれほど見込めないものということだったのかなというふうに理解をしたところです。

できれば、中札内で住んで働いていただくというところにつながればというのが一番の目的かと思いますが、そういうふうにちょっとつながりにくいかなという、そういう事業だったということの理解で良かったかということですね。

あと、高齢者の民間バスの方は、先日の議会カフェでいらした方で、村内の地域の交通に関しても、もちろん便利になればとてもありがたいのだけれども、この高齢者の民間バス交通費のこの助成をすごく助かるということで意見を伺ってしまして、1回、例えば帯広に出て、次のバス、帰るまで帯広のいろんなところで用事を済ませて、気分転換、自分で運転せずにバスで安全に戻ってこれるというふうな形で、かなり活用をしているのだというお話を聞いたところです。

ですので、そういった方のお話を、例えば、広報でもまた紹介するとか、実際どうやって使ったら良いかというのを、やっぱり教えてあげると、またちょっと興味を持って、自分で車を運転しなくても、公共交通期間で移動して生活できるのだなというふうに感じてもらえたら良いのかなというふうに思います。

あとは既存住宅の方ですね。

調査費用の補助金ということですので、実際の工事費用ではないということですね。

なので、もしここで調査して、うちのお家はちょっと耐震化行っていないってなったら、実際また工事を考えなければいけないという、そういうところでもしかしたらちょっと二

の足踏んでいる方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっとやっぱり、生命にかかわる大事な事業なので、補助金を使っただきながら、その後の工事費をどうするかというのは、ちょっと役場の方で全部見るということはできないと思いますけれども、何かその方の支援ができるような、例えば、国とか道のメニューがあったりしたら、一緒に例えばご紹介するとか、ちょっと相談に乗るような体制がもしあれば良いかなというふうに感じたところです。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

一旦受け入れを絞ったといいますか、応募があった3名につきましては、3名全員を任用させていただきました。

年度途中から、先ほど申し上げたような課題も、この間、担当課としてはありましたので、一旦ちょっと制度の効果も含めて見直したいということで、積極的な募集はちょっと一旦控えてみたというところでございます。

そして効果につきましては、若い世代が中札内村をまったく知らなかったという学生さんがネットで検索して、インターンというところで引っかかって来ていただいたということもありましたので、そういった意味では、関係人口というところでは一定の効果はあったかなと思いますけれども、ほかにも課題もありましたので、それを含めて、一旦ちょっと立ち止まって見直してみようということで、今考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 年度が変わりまして、この制度もまた周知をしていく予定なので、ちょっと広報の方で実際の使い方とか、この月の広報には間に合わないかもしれないのですが、とても利用されている方の声というのは参考になるかと思っておりますので、周知の仕方、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点だけお伺いいたします。

87ページの交流の杜の管理費のところちょっと1点お伺いいたします。

交流の杜管理委託料で、今回57万円の追加補正が出されているのですが、これ交流の杜、たしか指定管理、債務負担行為で5年間の債務負担行為でやられていると思いますが、この57万円の追加補正というのはどういったことで出てきたのか。

ちょっと自分では理解できないので、その辺説明をお願いします。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家祐介君） 交流の杜の管理委託の増加分についてご説明いたします。

去年の夏の暑さ、猛暑の影響で、あと、ちょっと雨少ない時期もありまして、ちょっと芝生の方に改善が必要な状況になっておりましたので、管理作業の追加、現実的に追加して対応しております。

芝生の具体的には穴あけの作業ですとか、オーバーシードの部分行っておりまして、そちらを対応した結果増額となっております。年間の委託料を調整しまして、この時期での補正とさせていただいております。

状況としましては、去年の秋、10月、シーズン終了後の段階でちょっとまだ回復しておりませんので、新年度予算でも若干追加見て対応をしていこうと考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今の交流の杜に関連して一つ聞きたいのですが、87ページの交流の杜関連費の中の需用費なのですが、燃料費、90万円減額、光熱水費163万5,000円の減額ということで、当初の予算から見てかなりの減になっているのですが、これは猛暑の影響が関連しているのか。

それとも、恐らく次年度の予算書を見ますと、減額されていますから、何かそういったものは使われなくなってしまったのか。

そこら辺分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家祐介君） 交流の杜の管理費の需用費についてです。

まず、燃料費につきましては、90万円減ということで、金額大きいのですが、もとが894万円に対しての90万円減という形で、若干燃料の給油のタイミングでも多少左右はされるのですが、現時点で減額見込めるということで落としております。

また、光熱水費につきましては、こちら163万5,000円減額のうち、電気料が138万円を占めております。

電気料の減額は、昨年度実施しました体育館のLED化工事の影響が出ているのではないかとこのように考えております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 燃料費に関しては、入れるタイミングによってこの差が出たというような私は理解したのですが、ちょっとあまり理解できないのですが、そのタイミングというのはどういったことなのか。

まだいっぱい入っているから入れなくても良かったということなのではないでしょうか。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家祐介君） 燃料減ってきたときに足すのですが、例えば、3月末に入れるか4月1日に入れるかで予算の区分変わりますので、ちょっとそのタイミングでずれたりもすることがあるので、それで若干の変動は起きうることです。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） ということは、使われた量は、そんなに例年から大きな差はないということに理解してよろしいですね。

もう一つの光熱水費に関しては、LED化されたということで、この分が減ったということに理解しました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

なければこれで質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、令和7年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、令和7年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 18 号、令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日 5 日から 8 日の 4 日間、議事日程の都合により休会とし、9 日は午前 10 時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日 5 日から 8 日の 4 日間は休会し、9 日午前 10 時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5 時 15 分